

午前 10 時 9 分 開議

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 2 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

15 番 堀口武視議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 24 番 藪野 勤君、25 番 北出寧啓君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

初めに、17 番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原君。

17 番（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。それでは、ただいま御指名をいただきましたので、平成 9 年第 2 回本市定例会に当たりまして、新進市民連合の立場から、既に通告をいたしております大綱 7 点にわたる質問を行うものでございます。

大変僭越でございますが、今日、本市政を取り巻く内外の環境について若干言及をさせていただきたいと存じます。

今日、内外を取り巻く状況というのは、御案内のように規制緩和、長引く不況、金融・証券業界による数々の不祥事、さらには神戸須磨区における小学生土師淳君の殺害事件などは、人間社会で到底考えられない事柄であります。まさに異常としか考えられないものでございます。私は、こうした社会現象は、我が国の政治にしっかりと政治理念や政治機能が十分発揮されていないところに問題があるのではないかと考える一人であります。

民主主義の原則は、あくまでも公正公平であり、社会を構築し、社会的弱者に対しその政治の光を与え、救済することではないかと思う一人であります。今日の日本国家の姿は、バブル期に残した資産の格差拡大、リストラの嵐、高齢化社会によって負担増に基づく世代間の対立など、我が国は次第に人と人が励まし合うこと、助け合うことよりも、お互いがいがみ

合う国家・社会に陥るのではないかと危惧する一人でもあります。要するに、事をおさめなければならぬ国家・社会の権力者がその自浄能力、自浄努力を失ったとき、信頼という意味や言葉は、砂上の楼閣に等しいものであります。

本市もいろいろな問題点が山積をいたしているところではありますが、「過ぎたるは及ばざるがごとし」という言葉があります。人間は完全無欠なものは存在しないと思います。問題は、私自身も含め、謙虚な反省と教訓の上に立って、ともに切磋琢磨し、ともに支え合い、ともに共通の痛みを分かち合い、問題解決のための模索が必要ではないかと考えるものでございます。今からでも決して本市は遅くありません。お互いの未来への再生と発展、その歴史を動かすすばらしいまちづくりのその基本になるものは、議会と行政が一つになって力を合わせ行動することではないかと思う一人でございます。市民の願いは、一日も早く笑いと笑顔の市政を取り戻してほしい。今、世界の中のアジアは、中国香港の植民地返還で沸き立っています。7月1日、主権国家返還に向けて、また大きな歴史の1ページが築かれようとしています。

私は、以上の状況認識に立ちまして、具体的な質問を行わせていただきます。

大綱第1点の質問は、都市計画事業についてお尋ねをいたします。

まず、都市形成の基本をなす駅前事業計画についてであります。本市には、御存じのようにJR砂川、新家駅、南海線は岡田浦、樽井駅があるわけであります。当初の計画どおり具体的に事業の進捗がなされているのかどうか、御答弁をいただきたいのであります。

第2は、駅前再開発事業のほかに森林公園の事業、墓地公園の事業、樽井駅前、従来計画がありましたエアポート計画、さらには新庁舎計画への今日までの対応、将来についての展望についてお答えをいただきたいものでございます。

次に、空港関連事業への展望とりんくう事業への状況経過について具体的な御答弁を賜りたいのであります。

関西国際空港問題についてお尋ねをいたします。まず、全体構想についてであります。今日までの経過や陸上問題等についての本市の基本認識について御答弁を賜りたいものであります。

空港問題第2の問いは、南ルート問題についてお尋ねをいたしたいと思
います。本問題も、計画を立ててから随分と長い時間をかけ、また多額の
調査費等を投入してきたわけでありましたが、今日までその展望はまだ開
けておりません。本市は、今後本問題についてどのように具体的に対応をな
されるのか、お答えをいただきたいものであります。

空港問題第3の問いは、平成6年6月27日の大阪府と本市、本市議会
とが約束をされました事項についてお尋ねをいたしたいと思いますが、今
日までどのような合意形成が図られ、どのように実行されてきたのか、ま
た今後どのようにこの問題の解決をしていくのか、お答えをいただきたい。

さらに、土砂採取問題についてであります。本市は、これらの問題につ
いて今後どのような対応を示していくのか、その所見について明らかにし
ていただきたいものでございます。

大綱第3点の質問は、情報公開開示、提供についてお尋ねをいたします。

国民、市民の知る権利からして、市の保有する情報等を公開させること
は、民主政治の原則でもあります。したがって、本市は、極めて重要な施
策立案決定過程をつぶさに公開し、市民の自由な判断と評価を受けるよう
にすることが大事だと思います。このことは密室政治、密室行政の弊害を
なくすことができます。また、個人の情報等につきましても、本人の同意
を得て、保護監督機関としてオンブズマン制度の創設などを考える必要が
あると考えますが、これらに対する基本認識をお答えいただきたいもので
あります。

さらに、年間4回の定例会等につきましても、各地区公民館において議
会審議の状況が放映できるような技術的な配慮を行うべきではないかと思
うのでありますが、これらの考え方についてもあわせてお答えをいただき
たいものであります。

大綱第4点の質問は、区設置に関する市条例についてお尋ねをいたしま
す。

本問題が極めて歴史的な経過を意味していることは、私も認識をいたし
ているところでありますが、本市は数年前から地番の整理統合を図り、何
丁目何番地といった住居表示に変更された経過がございます。したがって、
将来的にはこの整理統合した状況の中で、今日条例に基づいておる区制の
あり方を見直す時期に来ているのではないかと考えるわけでありまして、世

帯数、人口数、そしてその区制の基準値というものがもう少し明確でないところがございます。人口の多いところ、少ないところもございますが、今後の新しいあり方について、御検討しておれば御答弁をいただきたいものであります。

大綱第5点の質問は、行財政改革についてお尋ねをいたします。

地方分権の推進、21世紀時代に対応するためには、地方公共団体が主体的な役割を果たす必要があります。まず、みずからが行政改革の先頭に立ち、汗を流す必要があろうと思います。また、私ども議会もみずからの自浄能力を持ち、その行革の中核となるべきことは当然のことです。したがって、まず本市は今日までどのような行政改革を進めてきたのか、また今後どのような改革の展望をお持ちなのか、御答弁をいただきたいものでございます。

行革第2の問いは、財政改革についてであります。地方分権で地方に権限が委託をされましても、財源がなければどうにもなりません。今日3割自治という財政構造の中において、本市の財政基盤をどのように将来位置づけていくのか、その展望についてお示しをいただきたいのであります。

大綱第6点の質問は、下水道問題についてお尋ねをいたします。

下水道整備は、自然環境を守る観点からも極めて重要な行政課題であることは言うまでもありません。したがって、今日までの都市計画区域、すなわち市街化区域内における普及率についての御答弁をいただきたい。さらに、市街化区域内における最終完成年度についての年次計画について御答弁を賜りたいのであります。

終わりに、大綱第7点の質問は、住宅問題についてお尋ねをいたします。

快適な住生活を営むことは、生活先進国の入り口でもあります。今日、都市住宅は最も急がれている政治課題でもありましょう。したがって、本市におきましても、新家庭を持つ若い人々やサラリーマンを中心とするマイホームの夢は、市民の願いでもあります。したがって、本市はこれらの住宅政策、持ち家制度のあり方をどのように今後展望していくのか、できればお示しをいただきたいのであります。

住宅問題第2の問いは、従来からの問題であります市内3団地に関する払い下げや建てかえ等に対する問題について、今日までどのような進捗を図られておるのか、どのような現状にあるのか、御答弁をいただきたいの

であります。

以上、大綱7点にわたる質問でございますが、演壇からの質問はこれにて終わりたいと思います。

以上です。

議長（林 治君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港の全体計画と、それから陸上ルートについて御答弁を申し上げます。

平成6年9月4日に開港いたしました関西国際空港は、その後順調な便数の増加を経過いたしておりまして、現在年間約12万回を超えるほどの成長を果たしてきたところでございます。滑走路1本の物理的な離発着回数限界が16万回と言われている中で、今後の航空需要の伸びを見た場合には、西暦2003年には16万回に達するのではないかという予測がされております。このため、現在進めております第2平行滑走路につきましては、2007年を目標に第7次空港整備計画に組み込まれたところでございます。これが完成いたしますと、23万回のキャパシティーを有する空港になるということでございますので、2003年にもう限界に達するということを考えるならば、できるだけ早く2期事業に着工し、そして計画どおり2007年に完成させるということが極めて大切だというふうに思っております。

それから、陸上飛行ルートについてでございますけれども、去る6月19日に運輸省から泉州市町関西国際空港対策協議会に対しまして、関西国際空港の飛行経路問題に係る総合的な取り組みについての説明があり、内容について一定の把握をさせていただいたところでございます。私は、この問題の背景が3点セット当時の運輸省の予測の甘さに加え、全国的な航空交通容量の確保に十分検討がなされなかったことに原因があり、当時の予測技術の限界があったことや、予測交通量を大幅に上回るような状況が生じたというやむを得ない事情があったにせよ、結果として当初の計画を変更せざるを得ないということにつきましては、まことに遺憾に思っているところでございます。

しかしながら、関西国際空港を単なる国際空港としてだけではなく、日本を代表する国際ハブ空港に育て上げることは、我が国、とりわけ大阪、

関西の将来にとって緊急の課題であり、臨空都市としての本市にとって必要なことと考えているところでございます。そのためには、支障となることについては解決していかなければならないと考えているところであり、その際には安全性や環境面、将来の航空需要に対応できるかどうか、科学的にも検証、証明し、関西国際空港の原点である公害のない空港づくりの観点に立って、3点セットの考え方に沿って対応していく必要があると考えているところでございます。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、私の方からは、議員お尋ねのうち空港関連の平成6年6月の府の要望に対する進捗状況、それから行財政改革に関する総論につきまして回答させていただきます。

まず、空港関連で、平成6年6月27日の府に対する要望に対して現在どういう状況になっておるかという点でございます。平成6年6月27日付の泉南市長と泉南市議会議長あての大阪府知事からの回答文書についての約束が守られているのかどうかというお尋ねでございますが、4項目につきまして現在の状況を報告させていただきます。

まず、第1点目の済生会泉南病院の高度医療化という点でございますが、この点につきましては、従前病床数の問題で議論が進まない状況がございましたが、昨年8月に大阪府におきまして泉南医療施設整備構想素案が策定されまして、本年3月にはその内容をさらに肉づけいたしました泉南医療施設基本構想が示されまして、これをもとにより具体的な計画策定に向けて、現在、府、済生会、それから泉南市の三者で検討を進めているところでございます。また、府の9年度予算の内容におきましても、各種プロジェクト凍結という厳しい中ではございましたが、泉南特別養護老人ホームの改築基本設計費とあわせまして4,100万が予算化されたところでございます。

それから、2点目の空港連絡橋南ルート of 早期具体化でございますが、平成7年度より大阪府と泉南市におきまして、学識経験者も加えまして研究会を発足し、共同調査を行っているところでございます。前年度までに必要性の検証等を行いまして、一定の理論構成もでき上がってきておりますので、今年度はそれをベースに具体案の検討を進めていきたいというふうに考えております。また、昨年12月、大阪府大阪湾臨海整備計画、い

わゆるベイエリア計画でございますが、この中でも、働きかけによりまして南ルートにつきましては調査検討を進めていくということがはっきりと明記をされたところでございます。今後は、全体構想の中に明確に位置づけられるよう、引き続き関係機関に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

3点目のりんくうタウン南地区の活性化でございますが、まず企業誘致につきましては、まだ5件という契約ではございますが、そのうち3件がようやく目に見えて立ち上がってきているという状況でございます。この企業誘致につきましては、本年1月にりんくうタウンへの製造業ニーズ調査というのを行っておりまして、そのうちりんくうタウンへの工場分譲に関心の高い企業につきまして、近々府において個別訪問を行うというふうに聞いておりますので、市の方も積極的にそこに参画いたしまして、企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、関連施設の整備につきましては、サザンスタジアムの土地の無償使用を認めていただいております。また、南下水処理場の多目的グラウンドも完成しております。また、りんくう南浜公園、りんくう南浜1号緑地等の整備につきましても、現在進んでおるところでございます。また、防災拠点がりんくうタウンに設置を今現在されております。その中で、完成の暁にはその中を体育館として使用できるよう、体育館使用の設計工事を現在していただいております。

それから、4点目の産業振興センターの用地の確保及び無償提供でございますが、この用地の確保につきましては、1万5,000平方メートルということで既に確保をいただいております。無償で提供できるというお約束をいただいているところでございます。ただ、その中身につきまして市の方で現在調査を進めておりますので、これが具体化した暁には、当然一定の土地の無償提供によりまして実現できるというふうに考えております。今後とも、これらの事業が一層推進されますよう、関係機関に対しまして強く働きかけていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、土取りにつきましても御質問があったと思います。この点につきましても、昨年来市の中でプロジェクトチームをつくりまして、適地といえますか、どういうところでそういう土取り事業が可能かということを検討しております。搬出ルートなり採算性なり、あるいは泉南

市としてのメリット、デメリット、その辺を数カ所において比較しておりまして、早期にその辺をまとめた上、大阪府の方に具体的案として要請をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

続きまして、行財政改革に関する件でございますが、行財政改革につきましては、平成8年12月に行財政改革大綱を策定いたしまして、平成9年度から平成11年度までを一応改革の基本年度といたしまして、毎年度実施計画を策定して進めてまいりたいというふうに考えております。

9年度の実施計画は、9年の3月に既に皆様方にも御報告しているところでございますが、実施項目といたしまして、財政収支計画の策定など63項目、検討課題といたしまして使用料、手数料の見直しなど37項目、計100項目を計画いたしております。検討課題につきましては、早期に着手できるものにつきましては9年度に実施し、日時を要するものにつきましては、検討が済み次第実施してまいりたいと考えております。その着実な実施のために、現在月1回行財政改革推進本部を開催いたしまして、進捗状況を各部長の方から報告させていただいております。その中で、おこなっているものについてはハッパをかけ、できるだけ早く進めるようにしていきたいと考えております。

また、大綱及び実施計画に示されております課題を着実に実施いたしまして、3カ年の間に経常収支比率を10%程度削減できますよう努力いたしますとともに、中長期的な観点から効率的な行政組織のあり方や、委託などのあり方につきましても積極的に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、島原議員御質問の駅前の関係と公園の関係、それと住宅の関係について御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、市内4駅の駅前整備についてでございますけれども、駅前整備の考え方についてですが、それはその事業手法や進捗の程度についてはそれぞれ異なりますけれども、それぞれの状況や条件に応じた形で整備を進めていけますよう地元の方々とも協議し、取り組んでいるところでございま

す。

各4駅の取り組み状況について申し上げますと、和泉砂川駅前につきましては、再開発事業の今後の方向性を明らかにすべく検討を急いでいるところであります。現在、昨年度末の準備組合理事会で確認されました3.3ヘクタールの区域全体を一度に事業化するのではなく、分割して段階的に整備していく方法で事業化を目指していくという方針のもとに検討を行っているところでございます。具体的には、幾つかのケーススタディーを行うことによって現時点での事業成立の可能性及び問題点について総合的に判断し、準備組合と協議を行った上で、できるだけ早い時期に今後の方向性を定めていきたいというふうに考えております。

次に、樽井駅前についてでございますけれども、再開発事業予定区域内の市・公社先行取得用地を活用しての暫定的な駅前交通広場を整備するため、地元及び関係機関と協議を行ってまいりました。現在、計画案についてはほぼまとまりましたので、今後細部についての警察等との協議が終了次第、工事着手したいと考えております。また、今回の整備はあくまでも暫定とは言うものの、将来の駅前整備を一部先駆けて行うものとしても位置づけしており、交通広場完成後も引き続き駅前のまちづくりのあり方について地元街づくり協議会とともに協議し、検討してまいりたいと考えております。

新家駅前につきましては、駅前の交通混雑の緩和、歩行者の安全確保を図るため、現在駅前交通広場の工事を行っているところであります。それとあわせて、今後も引き続き平成2年度に策定されました新家駅南地区地区計画に基づき、地区内道路の整備について努力してまいりたいというふうに考えております。

岡田浦駅前につきましては、駅前の道路が狭く、また駅前広場のない状況において、地元より駅前整備に対する御意見、御要望をいただいているところでありますが、具体的な事業化につきましては、現時点では難しい状況であります。しかしながら、先般実施いたしました駅周辺の交通量調査の結果を踏まえまして、問題点、課題等を整理した上で、適切な整備方法について地元街づくり勉強会とともに検討してまいりたいと考えております。

最初に申し上げましたように、今後もそれぞれの状況を見きわめ、それ

に応じた形で整備の目標、年次計画等を定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、森林公園の関係ということで御質問があったわけですが、私も、総合計画で国際森林公園構想が策定されておりますけれども、我々としては、まず事業として着工いたしておりますのは、市民の里についての整備でございます。それにつきましては、先日の議員の質問にもお答えいたしましたように、市民の里については、現在グラウンド並びに駐車場、芝生広場等が完成いたしております、その完成をもって現在暫定的に供用しているというところでございます。まだあといろいろと残されておりますけれども、それにつきましては、今後財政状況等を勘案しながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、先般国定公園に泉南市の堀河地区が一部包含されて指定されました。それを受けまして、現在大阪府の方でそれについて自然的な公園整備のあり方について検討をいたしております。大阪府におきましては、平成9年度からその検討作業なり事業に今後入っていくと思っておりますけれども、現段階ではまだ具体的な案というのは示されておられませんので、今後その案が示された段階で、また議会の皆様方にもお示しをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、住宅の関係でございますけれども、まず3団地の関係でございますけれども、住宅建てかえ計画に伴う入居者の方々との協議は、既に2年以上も年月をかけ数多く持ってまいりましたが、残念ながらまだ決着のときを見るには至らず、議員各位には何かと御心配をおかけしているところでございます。この問題につきましては、去る3月議会にも御答弁さしていただきましたように、市がプランニングを行った建てかえ再生マスタープランは一時保留をし、入居者の方々への新たな建てかえの入り口論からお話をお聞きしたいとの考え方のもとに入居者の代表の方々とも調整を行い、代表の方々からも一定の御理解をいただきました。その結果、3月議会以降2回、入居者の代表の方々と話し合いを持ちました。

市といたしましては、泉南市における住宅問題の現況、市民のニーズ、市営住宅の実情とその対策や市の建てかえの基本的な考え方等々を説明させていただきました。入居者の方々からは説明について質問がございましたが、市に対する心情や一定の考え方等をお聞きいたしました。市といた

しましても、これら入居者の方々から出されております考え方等を一定整理するとともに、今後入居者の方々との協議を重ね、相互の意思や意識の疎通に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、住宅政策についてどのように考えているかということでございますけれども、現在本市で実施している住宅政策は、まず既存の住宅の住環境の整備について行っております。狭小な集合住宅は、可能な棟につきましては1部屋とふろ等の増築を実施し、一定の完成年度を迎えようとしておりますし、また近い将来予定される高齢社会に向けて、いわゆる高齢者向け住宅の建設にも平成7年度より着手いたしまして、これも完成年度を迎えようとしております。また、老朽化の著しい木造住宅につきましては、建てかえ計画をプランニングし、若い世代のニーズや高齢者向けバリアフリータイプ住宅等質の向上、戸数の増加を目標の主眼に本市の住宅政策の基本として進めてまいりました。ところが、建てかえ計画につきましては、入居者の方々との協議もまだ解決に至らず、現在も協議中でございます。

今後の住宅政策といたしましては、今実施をしている住宅の改修及び建築を完成させるのと、建てかえ計画の協議を今後も粘り強く進めて建てかえ計画を理解していただき、市民のニーズに対応してまいりたいというふうに考えております。

また、いろいろと住宅政策については国の方からも出ているわけでございますけれども、借り上げ住宅等の住宅政策の面についても、将来的には状況を見ながら調査検討していく必要があるというふうに考えておりますし、さらに他の公営住宅、すなわち府営住宅につきましても一部建てかえはされておりますけれども、今後とも建てかえの促進等を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 私の方から、都市計画事業全般に関する件の質問の中で、市庁舎の建てかえについての御質問がありましたので、御答弁させていただきます。

市庁舎につきましては、昭和40年に建設し、以来三十数年が経過いたしております。その間2回の増築、また平成5年には別館の建設を行って

きたところでございます。昨今の社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化により、現在の庁舎スペースは狭隘なものとなっております。したがって、本庁舎の建てかえ計画を一定の計画を持って、財政状況をも勘案しながら長期的な観点で検討をしていく必要があると認識しておるところでございます。

それから、行財政制度の改革の中で財政基盤の御質問がございましたので、御答弁をさせていただきます。

本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率がここ数年100%を超えるという非常に厳しい状況に直面をしております。このような状況の中で、まちづくりの推進や市民福祉の向上など多様な行政需要に今後も対応していくためには、これまで以上の財源確保が必要となっております。とりわけ自主財源である市税につきましては、課税客体的確な把握、滞納整理などによる徴収率の向上を図るとともに、受益と負担の公平確保という観点から、手数料、使用料の見直しも検討しながら財源の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 情報の開示、提供に関する件の取り組みについてでございますけれども、市民が日常生活を営む上で情報の提供を受けることは必要不可欠であり、行政情報もその1つであることは、市といたしましても十分認識しているところでございます。この件につきましては、行財政改革の実施計画におきまして平成9年度の検討課題と位置づけまして、情報公開制度の確立に向けた条件整備を図っているところでございますが、行政という立場上、住民のプライバシー保護を最優先としたシステムの構築を行いたいと考えてございます。

お尋ねの市議会の議論を家庭へということでございますけれども、来年3月に開局いたしますCATV網が一定整備をされ、本市におきますサブセンター機能の完成を待ちましてビデオ放映ができるようになりましたら、議会の御同意を得た上で取り組みに努めてまいりたいと思っているところでございます。

続きまして、市区の設置規程に関しましての取り組みについての御質問でございますけれども、本市におきます区設置規程は、昭和31年の6カ

町村合併時に制定され、その後11回の改正を経て現在に至っているものでございます。御指摘のとおり、各区におきます世帯数、人口に大きなばらつきがあることも事実でございますが、海浜部から山間部まであり、それぞれ財産権を初めとする固有の問題や集落間の距離等の問題もあり、早急に見直すことは極めて困難かと考えているところでございます。しかしながら、新興住宅地を中心に砂川区や東区など旧区から分区を実施した経緯もございますので、新住居表示が進む中で、財産権を初めとする住民合意が得られるのであれば、他市の事例も参考にしながら将来検討する必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 下水道に関する件、これまでの整備状況と普及率についてお答えします。

本市域の公共下水道整備、特に汚水整備につきましては、全市域約4,700ヘクタールのうち、市街化区域及びその周辺の1,806ヘクタールを計画区域とし、昭和62年の事業着手以来これまで、汚水を集水する大阪府流域下水道幹線管渠が布設されております旧国道26号線浜側の地域の整備を主として精力的に取り組んでまいりました。その後、平成5年には供用を開始し、そして本年7月1日の公示をもちまして供用人口約8,100人、普及率にして約13%に達する見込みでございます。

それから、今後の見通しというんですか、完成年度ということでお答えします。

今後の見通しでございますが、府内先行市を見ましても数十年といった期間を要していることから、本市においても計画区域1,806ヘクタール全域の整備が完了するには、今後少なくともおよそ30年は要するものと考えられます。このような長期間にわたる事業を確実に進めていくため、国や府においてもおおむね直近の5年程度の短期の整備方針を設定し、これを積み重ねながら事業を進めているところでございます。本市におきましても、今世紀におきましては本市及び国や府の厳しい財政状況や現場条件を勘案した上で、岡田地区を含めました旧国道26号線浜側の未整備地域の面的な地域を引き続き可能な限り実施いたしますとともに、旧26号線より山手側の整備につきましても、府の幹線であります泉南幹線や本市

の準幹線管渠の沿線の部分を対象として、順次整備に努めているところでございます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 何時までかな、持ち時間。

議長（林 治君） 11時10分です。

17番（島原正嗣君） それでは、順を追って再質問をいたしたいと思いますが、まず都市計画事業について中谷部長の方から若干説明があったわけですが、この駅前整備につきましては、これはもう簡単に御答弁いただいたわけでありまして、なかなかどうしても、なかなかどうしても、困難な事柄がたくさんあると思うんですね。それはなぜかといいますと、やっぱり財政上の問題等が絡んでくるからだと思うんですね。

したがって、砂川駅前の開発においても、従来の基本的な認識、考え方とは、バブル時代の考え方と今日では随分と変化があると思うんですね。ですから、できることから、小さいことであってもやっていくというふうな方向転換をしないと、バツと大きな投網を打って格好よく進軍ラッパを吹いても、後に兵隊がついてこない、市民がついてこないというふうな環境づくりでは、私は意味がないのではないかなと思います。きのうも質問者の質問がありましたように、特に新家の駅前なんかは非常に交通停滞というものもある。できることからやっぱり早く進めていくということをやらないと、大変なことになってくるのではないかなというふうに思うわけです。

特に、岡田浦の駅前開発なんかも、言葉では簡単に言われるわけでありましてけれども、区の方とも相当突っ込んだ話をされているようでありましてけれども、単に岡田浦の駅を開発するというだけではなしに、やっぱり将来展望を持って、例えばこんなことを言ったら怒られるかわかりませんが、吉見の駅と岡田の駅を1つにして、これをある意味では急行がとまるような位置に持っていくと。現在の岡田の姿では、あの位置ではなかなか開発というものは困難だと思うんですねけれども、もうちょっと吉見より寄せるとか、日本化学の持っている地域に寄せるとかというふうな方法論もたくさんあるかと思うんですねけれども、そういったことも一たん踏まえて再検討をする必要があるのではないかなというふうに思っております。その考え方について御答弁をいただきたい。

それから、空港関連事業でありますけれども、何か3つか4つかりんくうタウンに来てると、こういうことをございますけれども、今後の見通しというものは全然立てられておらないのかどうかですね。このままもうペンペン草が生えたような関係の中で、りんくうタウンを含めて、2と3と同じ質問になりますけれども、放置しておくのかどうかですね。あるいは事業の見直しをして、例えば空港関連事業りんくうタウンというふうな判断をどうしていくのか。もともとりんくうタウンは、空港関連事業でないと誘致をしませんよということが府の基本認識であったはずであります。現在どのような状況変化になっているのか、私もちょっとわからないわけがありますけれども、もっとここら辺の詰め段階について、大阪府と今日までどのような経過をたどっておるのか、御答弁をいただきたい。

それから、大綱第2点の空港関連であります、私もまだ委員長をさしただいておりますから責任を随分感じておるわけですが、早く空港委員会を開かないかという御意見もございます。当然だと思っておりますが、ただ19日の首長会議の中で、市長の方からも具体的な御報告をいただいたんですけれども、この説明についてはノーともイエスとも言わなかったというふうな話もありますし、例えば議会から来てくれと言っても、陸上を飛ぶ地域の行政区からでないとその市には行けないと、議会には行けないという返事もあるわけですが、きょうは何か岬町の町議会にビデオを持って行って説明すると。この前は貝塚市の議会であったわけがありますけれども、これは一体どういうことなのか。

この飛行ルートという原則は、この了解を得るのは阪南9市4町の議会の全体の決議が必要なかどうか。従来のような全体構想に絡んだ泉佐野、田尻町、泉南という3つの市町の議会の決議、同意を得れば飛行ルートというものは可能なかどうか。その全体構想と飛行ルートの絡みですね、議会の決議が必要なかどうか。その判断について、まずお答えをいただきたい。

以上です。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 陸上飛行ルートにつきましては、6月19日に初めて我々も提示を受けたということをございまして、泉州市町関西国際空港連絡協議会、いわゆる関空協というのは堺から岬までの9市4町が協議会を

つくっているわけなんでございますが、そこの当日の結論としては、にわか
かにこれを認めるわけにはいかないと、こういうのが結論でございました。
今後、科学的に検証する必要もありませんし、また議会の説明を運輸省
が当然すべきだというふうにも思っておりますから、そういう中での対応
というのが必要だというふうに思っております。

何市何町の了解がないとという、そういう枠というのは固定的にはない
かなというふうに思いますが、一番関係が深いのは泉州地域、これは9市
4町。それから、これは他府県でございますが、淡路島の方ですね。ここ
も関係してきますし、広くいえば大阪市もオートルートで入ってくるとい
うふうなことがございますから、そういう地域の皆さん方の御理解という
ものがやはり1つの前提になるんじゃないかというふうに思っているところ
でございます。今後、当市議会におかれましても十分運輸省の説明をお
聞きいただき、そして議論をいただきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 駅前整備についての再度の御質問でございますけ
れども、島原議員の方から、財政上の問題で非常に困難ではないかという
ことと、できることからしないかという御指摘がございました。

我々としても、駅前整備については市内各駅大変渋滞をしているという
中で、特に新家駅につきましては、地区計画ということの中で、駅前広場
の整備ということで現在事業を実施いたしております。そのような中では、
駅前におきます交通混雑については一定解消するんじゃないかというふう
に考えております。ただ、新家につきましては、まだ踏切部分については
大変渋滞をしておりますので、その面の解消ということについては、現在
事業をいたしております砂川樫井線、市場岡田線等のバイパス化により解
消が図れるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺も駅前
整備とあわせて道路整備についても努力してまいりたいというふうに考え
ております。

それと、財政上の問題ということでございますが、和泉砂川駅につしま
しても、当然当初の計画では3.3ヘクタールという大変大きな計画をして
いたわけでございますけれども、先般から準備組合とも話し合いの中で、
規模を縮めてということで、現在、計画の一定の案を示さしていただい
ている状況でございます。当然、今後はそのような状況を踏まえて、再開発

ということになりますと採算性の問題もございますし、市の財政負担の問題もございますので、その辺は十分準備組合とも話し合いをした中で、我々としては進めていくという考え方でおります。

それと、岡田浦駅につきましては、御指摘、御意見もいただいたわけでございますけれども、我々としては一定の交通量調査等も行っておりますので、今後いろんな方面、今、岡田区とも話し合いを進めておりますから、その辺で十分話し合いをして御意見をちょうだいした中で、我々としてはどうするかということの答えを出していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 空港問題でございますけれども、ちょっと私、市長の基本認識と私自身の考えが異なるというふうに思っておるわけですが、飛行ルートの問題であれ、次に来る第2期工事の全体構想の問題で埋立同意の問題にしても、私は第1期工事と同じようなスタンスをたどるのではないかと。飛行ルートがどういう形に変更されようとも、その説明は確かに9市4町に行ったり、兵庫県や付近にも行っているようでございますけれども、これは何ですか、陸上ルートは議会の決議というんですか、合意は要らないのかどうか、これが1点ですね。議会の同意が要するならば、1期工事と同様に、先ほど申し上げましたように2市1町の議会の同意、決議というものが必要ではないかなと思うんですけれども、この2期工事の全体構想に対する考え方と、今運輸省が説明しようとしている陸上ルートの話は、現実にそのルートをたどらずという場合は議会の同意が要るのか要らないのか。要するならば、どこの議会の同意が要るのか。ただ単に飛行ルートというのが一応決定をして、その空域範囲における市町村だけでいいのかどうかですね。そこらあたりが具体的な議論はなされておられるのかどうか、まずこれから御答弁いただきたい。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 第2期工事の着工に当たりましては、沖合に埋め立てをすることになりますので、このときには当然関係市町の埋立免許同意に関する地元市の意見を求められるわけございまして、そのときには1期と同様に当然関係市町、多分2市1町——多分というのは南がどこまで延びるかというような問題がありますけれども、2市1町と認識して

おりますが、2市1町の埋立免許同意というものが必要になります。

一方、飛行ルートという問題については、泉州各市町の議会の反対決議というのがなされた経過があるわけですが、これについては、要件としては、それに対する、例えば同意決議的なものは要らないということですが、ただ、当然市民を代表する議会の御意見でありますから、各市町ともそのルートについての技術的な検証を踏まえた中で、議会として議論をいただいて御理解をいただくというのは、当然のことかというふうに思っております。

したがって、埋立免許同意の部分と陸上飛行ルートの対応というのは、若干変わってくるのではないかというふうに思っております。

それから、市町レベル、我々行政側といたしましては、関空協という1つの組織がございますから、できればその中で議論をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） ここでこの問題を議論しますと、随分と時間もかかるとお思いますので、また空港委員会等もございますので、もっと具体的な議論のできるようにしていきたいと思っております。

ただ、私は、第1期工事と同様に、その第1期工事の公有水面埋立法の議会同意の中には、先ほど市長もおっしゃったように、いわゆる3点セットというものが中心で同意したわけですね。その3点セットの中には、1つは空港全体構想の計画、1つは環境影響評価、1つは地域整備の問題、これが3点セットですね。ですから、その環境影響評価の中に陸上を飛ばすのか海上を飛ばすのかという位置づけがきちっとあったと。ところが、それが何か数値の間違いで改正をせないかんとということならば、これは前回同様の同意の形のものを法律的に出してくるのが私は当然ではないかというふうに思うんですが、これはまた議論の余地がたくさんあるわけですから、ぜひひとつ担当の関空のうちの政策室長、先ほど私申し上げましたように、泉南の方にも、別に今議会中でも結構ですから、運輸省の方から来られるのであれば、いつでも結構ですから早いうちに本市の議会にも来ていただくようにぜひ配慮をしてほしいと思うんですが、いかがなものですか。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 議員おっしゃるとおり我々もそう思っていて、先週も電話をかけておりますし、けさも電話をかけております。向こうもなかなか、現在のところ予定がかなり忙しいということなんで、近々連絡を受けることになっております。そういうことで、ひとつよろしくお願ひします。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 次に、空港問題の平成6年の6月の27日の問題、私はあえて御質問をしたわけでありませうけれども、これは現在問題になっている部分と重複をするわけです。というのは、6月の16日に第一審の公判があったようでございますけれども、私自身もこの問題について随分と司直から聞かれました。それは6月のこの反対から賛成に決議を戻した意味は、これは大阪府の回答を信頼して、こういうことの合意事項に達しましたと、こういうことを履行いたしますという約束に基づいてやりましたんですよということを何回も言ってるわけですね。

ところが、もう6年、7年、8年、9年でしょう。ざっと足かけ4年かかっておるのに、まだ具体的な展望が見えてこない。いまだに調査費をつけて検討をするとかというようなことをおっしゃっている。一方の隣の泉佐野市では、莫大なコスモポリス等に大阪府は金を投入している。泉南にはわずか3,000万円や4,000万円、あるいは何百万円の金を出すのにも惜しんでいる。まさに差別じゃないですか。

こういうことは、そら福田助役もなかなか言いにくい部分もあるでしょう。市長としても、自分とこのまちの欲望ばかりは言えないということもあるでしょうけれども、そういうふうにならざる平成6年度の決議撤回の問題からすれば、もっともっと大阪府は責任を感じてもらわないかんじゃないですか、これは。もちろん私にも責任はありますけれども、そういう合意事項を府から持ってきて、4年もたってまだ何一つ完全に履行されたことがないということは、民法上契約不履行ですよ。いわば権力者が物事を偽って提案してきているという事実があるわけです。できんものはできん、できるならできる、これをきっちり行政としてけじめをつけていくお互いに責任があるんじゃないですか。片一方では、今申し上げましたようにしたい放題のことをさす。大阪府にしたって、今申し上げましたように泉佐野市のコスモポリスには何百億という金を投資する。さらにまた、こ

の失敗した事業にも大阪府は金を出していく。同じ2市1町の中で、泉南市だけが何でそんなに虐げられなければならないんですか。私はそれが言いたいですよ。その点についてどう考えてますか、御答弁いただきたい。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この反対決議撤回に至る平成6年6月27日の知事回答ということが1つの評価になりまして反対決議が撤回された。それは、議員個人個人皆様方の御判断によつて的確な判断をされたというふうに私は思っております。

御指摘ありましたその回答と現在の状況ということでございますが、私は何一つできていないとは思っておりません。現にここに書かれている中では、南部下水処理場用地を含めたスポーツ施設等の整備については、これはもう既に完成をしているものでございます。

また、産振センター用地につきましても、これは島原議員も御承知のように、昨年秋の土取り問題のときにきちりと副知事が約束をされたわけでありまして、これも一定のきちりとした方向が示されたということで評価をしております。

それから、済生会泉南病院については、これはやはり構想なり計画なりという1つの一定の手続を踏まないといけない部分でございますし、また土地利用的に特別養護老人ホームを先に何とかしないと、次の、何というんですかね、段階的にやらないと用地の関係とかでできないという部分がございますので、そのあたりを今やっておりますけれども、これも特養についてはもう具体的に計画が決まって、そしてシルバーハウジングも乗せるということになりましたし、また泉南病院についても、昨年お示ししましたように、いろんな組み合わせによって一定の形ができております。今後はそれに沿って、後はスケジュールどおりきちっと予算をつけていただいて、計画から設計、そして実施に入っていくという段階に来ておるわけでございますから、私は着実に進展をしているというふうに認識をいたしております。

議長（林 治君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

次に、4番 市道浩高君の質問を許可いたします。市道君。

4番（市道浩高君） 皆さんおはようございます。ただいま議長から指名をいただきました新人で清和会の市道でございます。何分新人でお聞き苦し

い質問になろうかと存じますが、その点よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年の選挙では、市民の皆様の声を議会に反映するため立候補させていただき、議席を与えていただきましたが、選挙中には市民の皆様の生の声をしみじみと肌で感じさせていただくとともに、そのことを現実に向け働かせていただくことの重大さを身をもって感じました。

それでは、これより通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、大綱第1点目は、福祉行政に関して福祉センターについてお伺いいたします。

本センターについては、高齢者、障害者、母子家庭の方々については待ち望まれていた施設であり、来る7月1日付でオープンすることは大変喜ばしいことではありますが、この日を迎えるに当たっては、市長を初めとする行政の皆様方や諸先輩議員の皆様方には一方ならぬ御苦勞があったと存じますが、今こうしてオープンを迎えるに当たり、今後の運営をされていく上において、その基本方針なり施策分野及び送迎バスの運行についてお示しをいただきたいと思います。あわせて、障害者デイサービスとデイセンターせんなんの施策内容での整合性もしくは相違をお聞かせ願いたいと思います。

次に、センター事業における委託内容についてお尋ねいたします。現段階では現場経験を有するスタッフがなきに等しいため、委託に頼る部分が多くなりそうですが、しかし将来的には市において経験者を育成し、委託分野を少なくしていくという方向性が必要であると思うのですが、その点、市の考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、グループホームに関してお尋ねいたします。在宅障害者自活訓練事業やグループホームの安定運営及び事業促進するためのバックアップ機能強化事業を行われていると思われませんが、この制度の現状についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、大綱第2点目としては、地場産業の育成の問題についてお尋ねいたします。

本市は、昔は繊維のまち、農業のまちとして栄えてきましたが、現状は景気の落ち込み等も拍車をかけ、昔の影響は全くなく、繊維業界では倒産、転職等風前のともしびと言ってもよいほど落ち込み、昔の活気は全くあり

ません。また、農業にあっても、後継者不足、製品の価格不安定等により全く収入の安定に乏しく、ただ田んぼや畑を管理しているだけの状態が続いており、行政としても、このようなときにこそ温かい行政の手を差し伸べる必要があるものと考えますが、本市の地場産業振興及びその対策について、現状の抜本的な対策の取り組みについてお考えを聞かせていただきたいと思います。ほかにも漁業などに関心を持っておりますので、そのこともお教えてください。

次に、大綱第3点目は、りんくうタウンに関してお聞きします。

本件については、分譲状況等の現状と今後の見通し及び市の取り組みとあわせて、他市の相違について、わかる範囲で結構ですのでお答え願います。

次に、大綱4点目は、行財政改革の問題についてお聞きいたします。

本件については、社会情勢の変化及び市民の多様なニーズに対応するべく、地方分権の時代にふさわしい効率的な行政システムを確立し、市民サービスの向上を図ることを基本とした財源確保検討部会、事務事業検討部会、行政運営検討部会を設置し、事務事業の見直し、適正な定員管理、自主財源の確保について検討を重ねてきているとは思いますが、本年度の具体的な実行の成果と今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。その中で、特に市民サービスの向上と財源確保についてお示しを願います。

以上、まことに簡単ではありますが、御答弁よろしくお願い申し上げます。ただし、答弁の後、再度お聞きしたいことがありましたら、自席より再質問させていただきますので、よろしく願います。

議長（林 治君） ただいまの市道議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 初めに、市道議員、初めて御質問をされたわけでございます。この議会では一番お若い議員さんということでございます。これからの御活躍をお祈り申し上げたいというふうに思います。

それでは、私の方から行財政改革のうち総論的な部分ですね、お答えを申し上げたいと思います。

平成9年度実施計画におきまして、9年度中に実施する項目として63項目、検討する項目として37項目を計画いたしております。実施する項目のうち、特に私ども特別職の給与の1割カット、それから管理職手当、

これは自主申し出がございましたの1割カット、減額、これについては既に今年度4月より実施をいたしております。また、女性総合相談の実施、各種検診の無料化等についても既に今年度より実施をいたしております。地方債の負担軽減、契約差金の凍結、市民の里整備事業などが既に実施、または一定の方向づけができております。計画しております他の項目につきましても、着実に実施できるようにさらに検討をしてみたいと考えております。

次に、財源確保についてでございますが、とりわけ自主財源の根幹であります市税につきましては、課税客体の的確な捕捉、滞納整理の強化などにより徴収率の向上を図りますとともに、受益と負担の公平確保の観点から使用料、手数料の見直しやりんくうタウン南地区の活性化、また事業化の予定のない用地などのあり方についても検討を進めまして、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、詳細につきましては、担当部局より御答弁を申し上げます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、市道議員御質問の市福祉施策について御答弁申し上げます。質問としては4項目ほどあったと思いますけれども、順次説明させていただきます。

まず、総合福祉センターに関する御質問でございますが、そのうちの基本方針あるいは今後の予定施策、そして福祉バスの運行ということであったと思います。それについて御答弁申し上げます。

まず、総合福祉センターの基本方針並びに今後展開する施策についてでございますけれども、この7月にオープンする総合福祉センターは、総合的な地域福祉の活動の拠点として高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉を基本的な機能とし、主にデイサービス、機能訓練、各種相談業務を中心に実施してみたいと、このように考えております。

次に、福祉バスの運行でございますけれども、この総合福祉センターの福祉巡回バスにつきましては、自主的な通所手段を持たない利用者の方々、すなわち高齢者でありますとか、あるいは障害者の方々の施設利用促進を図るため、一定の巡回コースを定め、今の予定でございますけれども、7月14日より定時運行を実施してみたいと、このように思っております。このバスは一般の乗り合いバスとは違い、特定旅客運送事業として陸

運局に許可申請を行っているところであります。この免許は、本来ある特定の条件を備えた方だけを乗客として想定しているものであります。その運用の1つといたしまして、総合福祉センターの福祉巡回バスコースに市の公共施設のうち市役所、保健センター、図書館・文化ホールの3カ所でも乗り降りできるように考えております。また、このバスの車両の構造や免許等の関係で、一般乗り合いバスのように立ったままの乗車ができないことになっておりますので、車いす2台のほか、乗務員2名を含めて計24名が最大定員となっております。

次に、運行方法であります。各コース週2日、曜日を定めて運行してまいります。また、便数であります。午前中2便、午後2便運行いたしますが、東地区コースは路線バスと同じコースであるため、午前中1便、午後1便運行いたしたいと考えております。

続きまして、市の委託の方針ということであったと思っておりますけれども、その委託の主な部分であります老人デイサービス、これの委託方針を述べさせていただきたいと、このように思います。

老人デイサービスの委託方針をどのように考えているのかとの御質問だと思いますが、総合福祉センターにおけるデイサービス事業につきましては、利用対象者が寝たきり老人及び虚弱老人であり、その本来の目的を損なわない範囲で、重度障害者の一部も含め老人デイサービス事業を実施してまいりたいと考えております。なお、老人デイサービス事業につきましては、その運営上、人的確保の問題あるいは事業実績、ノウハウの問題等で本年度より大阪府社会福祉事業団に委託を行いますが、来年度以降も大阪府社会福祉事業団に委託し、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、総合福祉センターで予定の身体障害者のデイサービス、そしてデイセンターでの整合性あるいは違いという御質問であったかと思っておりますけれども、総合福祉センターで実施予定のデイサービスといずれも野福社会に委託しておりますデイホームの違いでございますが、福祉センターで実施するデイサービスは、対象者を身体障害者としてその本来の目的を損なわない範囲で、知的障害者、精神障害者の一部を含め幅広く泉南市全体を眺め、週1回のサービスを提供するものでございます。一方、泉南デイホームの対象者は、身体あるいは知的障害者と重複した方々であり、作

業を中心とした毎日通所という形態をとっております。すなわち、利用者が固定されているわけでございます。ですから、今申し上げましたように、どこが一番大きな違いかと申しますと、利用者の状況でありますとか、あるいは利用形態ではないかと、このように考えております。

続きまして、グループホームの現状と制度についてでございますけれども、グループホームは知的障害者の地域における生活の場の1つであります。知的障害者も普通の場所で普通の生活をするのが当然といった考えに立ったものでございます。すなわち、基本的に人としての社会的位置は何ら特別のものではないということでございます。知的障害の人たちが選択できるさまざまな状態や需要にこたえる体制づくりこそ重要であり、グループホームはその1つであります。

したがって、グループホームは在宅や施設での生活を否定するものではなく、知的障害者のより望ましい生活の選択肢の1つととらえるのが妥当かと思われまます。だれでも地域社会で生活するためには、住宅費その他の経済的負担を負うことになり、これは知的障害者も同じであります。知的障害という障害があるゆえに他の人と違って必要となるサービスとは、本人ができない部分を補うことであります。グループホーム制度とは、この補いの部分に対して公的に補助することです。

なお、グループホームの定義につきましては、地域社会の中にある住宅、例えばアパート、マンション、1戸建て住宅等でございますけれども、その中において数人の知的障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常生活援助が行われる者とあり、現在本市が援助の実施者となって3カ所のグループホームで6人の方が生活されております。

以上、簡単でございますけれども、グループホームの制度と現状について述べさせていただきました。

以上です。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の御質問のうち、地場産業、特に繊維産業等の育成について私から御答弁申し上げます。

市道議員御指摘のとおり、泉州地域は昔から紡績、綿織物、タオル、毛布などの繊維産業の産地を形成して発展してまいりました。しかしながら、

これらの地域には問屋、商社等の卸売、小売業機能がないわけであり、企画開発機能などの部分は、それぞれ個別に大阪市などの大都市に依存してきた経過がございます。そのため、地域の中で産地としての特性を生かし、連携、協力し合って発展させていくという方向が今まで不十分であり、相互の関連が薄くなっているのが現状でございます。

また、繊維産業は労働時間の短縮、週休2日制への立ちおくれなどで若年労働力の確保が困難になっております。従業員の高齢化が進むなど、雇用問題でも大きな課題を抱えております。これらの地域の構造的な問題が、バブル崩壊後の不況や日本経済全体の大きな構造転換の流れの中で、新たな対応をさらに困難にしております。

繊維産業の振興のためには、地域全体が連携、協力し合っていくことが必要であり、産地が幾つかの自治体にまたがっているため、広域的な対応が求められておるところでございます。今後につきましては、関西国際空港の開港という条件を生かしながら、独自性を生かして広域的に相互に連携、協力し、業界、専門家、行政、住民の新しい協力関係を築きながら、地域一体となった振興策を進めるため努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 地場産業の関係で、私の方から農業の育成について御答弁をしたいと思います。

農業を取り巻く情勢につきましては、国際化の進展による輸入農産物の増加、都市的土地利用の進展、あるいは消費者ニーズの多様化等、また環境に対する人々の関心の高まり等大きな変化が見られるところであります。

本市の農業も農家数、農地とも減少しており、全体として産業規模は縮小傾向にあることは否めません。しかしながら、大消費地近郊という立地条件を生かして、伝統のある水ナス、タマネギ、サトイモ、フキ等は府下有数の産地となっており、近年では施設園芸が盛んに行われ、特に花卉については全国的に出荷されております。また、施設野菜生産を積極的に取り入れるなど、生鮮食料品の供給基地としての役割を果たしております。

本市といたしましても、都市近郊としての立地条件を生かした生鮮食料品の安定供給と、農業が持つ緑機能や環境保全機能を果たしていくことを

基本方向に農業生産基盤等の整備、農用地の有効利用と流動化による経営規模の拡大を図るとともに、農業生産の後継者や担い手の育成確保、生産性の向上に努め、農業経営の発展と安定を図ってまいりたいと考えております。

御指摘の後継者対策についてでございますが、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように、他産業従事者と均衡ある年間労働時間、年間所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることが重要であると考えております。このため、農業協同組合、府改良普及センター等関係機関等と協力し、認定農業者に対する各種支援を初めとする人材の育成確保等、各種農業施策により一層の発展を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、漁業の関係でございますけれども、漁業につきましては、本市では2漁業組合に対しまして毎年一定の補助金等の交付を行っているところでございます。今後とも、大阪府、市と連携のもとに漁業振興の施策について調査研究に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 市道議員のお尋ねの件の中でりんくうタウンについての企業誘致の件でございますが、現在りんくうタウンの面積は2市1町で約320ヘクタールでございます。そのうち、分譲対象面積は152ヘクタールでありまして、現在のところ契約面積76.5ヘクタール、契約率で50.3％となっております。このうち、本市域におきます分譲状況でございますが、42.2ヘクタールのうち6.7ヘクタール契約し、契約率で申しますと15.9％、売り出し面積で13.3ヘクタールに対しましては50.4％でございます。特に、本市域の区画は空港関連産業ゾーン、工場団地ゾーンとなっております。北地区の商業業務ゾーンや流通製造加工ゾーンの占める割合の高い地区と比べて契約率が低くなっております。

しかしながら、ことし1月に企業局が製造業ニーズ調査というのをやったわけですが、これは府下従業員100人以上、約1,665社に対しましてアンケート調査をやったわけなんです。そのうち回収は511社でございます。511社のうち、24％の企業がりんくうタウンの方へ関心を持っております。そういうことで、まだまだ潜在需要があるのでは

ないかと思っております。現実にとしになりまして問い合わせ件数が65件、昨年度は42件でしたけども、このように徐々にふえております。今後とも、分譲を中心に企業誘致促進に努めてまいりたいと思っております。

もう1点、財源確保に対する件でございますけども、特に本市財政状況は関西国際空港の開港に伴いまして税収が増加しているものの、バブル経済の崩壊後、長引く不況の影響などにより、かつてない厳しい局面を迎えていることは、先ほど市長から御答弁したと思っております。特に、りんくうタウン南地区の税収の動向につきましては、本市財政運営に大きく左右するものでありますので、今後とも企業立地に向けましてセールスを活発にやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 市道君。

4番（市道浩高君） 順を追って再質問をさせていただきます。

福祉行政に関しまして、デイサービスについて委託を続けるということですが、今はなるほどノウハウを有するスタッフがないということからわかるのですが、5年、10年で育成を図ればできないことではないと思うわけですが。そんな事情の中で、運営上人的確保の問題ということが解消されていくのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

それと、グループホームの制度、現状についてはわかりましたが、そんな中で、この制度においてグループホームされている方の現状報告もお聞かせ願えればと思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） お答えいたします。

デイサービスの委託の問題でございますけれども、当初市の方でこの方策等を検討したわけでございます。そうしまして、最終的には大阪府の社会福祉事業団の方に委託するという形になったわけでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、特に人的な問題でありますとか人的確保につきましては、大阪府事業団というのは福祉施策、デイサービスにつきましてはノウハウを持っておられる方々が多いということもありまして、例えばある人が休暇をとるといったときとか、そういったときに体制として人的に確保しやすいということが1つ大きかったと言えます。それとあと、ノウハウの問題で専門家がそこにたくさんおられる

ということもありまして、我々その福祉事業団の方に委託を決定したということでございます。

それと、グループホームに通っている方々のことでございますけれども、これにつきましては、このグループホームといいますのは、知的障害者の方々が一定の経済的負担を負って、そして1つの部屋あるいは住宅を借りられまして共同で生活をするといった、そういった内容でございます、現在その家の方から、例えば就労しまして、そして収入を得られる。そして、例えば家賃を払うとか、あるいは光熱水費を払うといった形の生活を行われまして、地域での自立促進というんですか、そういったことを目指す事業であるということでありまして、現在3カ所のグループホームで泉南市在住の6人の方が生活されていると、こういう状況でございます。

以上です。

議長（林 治君） 市道君。

4番（市道浩高君） 続きまして、地場産業の方におきまして、府にも協力をいただき、地場産業の発展のための事業を展開できないか検討いたしたいとのことで、そのことが現実に具体化され、地場の活性化を図ればよいと思いますので、これからも本格的な検討をお願いしたいと思います。

あと、りんくうタウン南地区の活性化、事業化の予定のない用地など、そのあり方についても検討を進め、財源確保に努めるという上からも、泉南市域産業立地促進協議会におきまして企業立地の促進策の検討を行うとともに、りんくうタウンへの関心のある事業所について個別訪問を行うとしておりますとのことですが、先の見通しに関してお話をお聞かせ願いたいと思います。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 先ほども御答弁さしていただきましたように、現実に今24%の進出に関心があるという企業がございまして、当面はこれの分譲に頑張っていきたいということで、セールスにつきましては、6月から3カ月間ぐらいでチームをつくって個別訪問に回りたいということでございます。

今後の見通しなんですが、当面分譲を中心に頑張っていくということになっております。

議長（林 治君） 市道君。

4 番（市道浩高君） どうもありがとうございました。

議長（林 治君） 以上で市道議員の質問を終結いたします。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午後 1 時 1 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8 番 巴里英一君の質問を許可いたします。巴里君。

8 番（巴里英一君） 議長から指名をいただきましたので、平成 9 年度泉南市第 2 回定例会に当たり、通告に基づき質問をしてみたいと思います。

質問に入る前に、昨日 23 日、共産党の成田議員から、一般質問の前の段階で、6 月 22 日付の本市議会 4 会派合同発行の「ウエーブ泉南」の記事に対し、その記事は無責任なものであり、証拠を示すべきというような発言がございました。さらに、そうも言った中で、告発も検討すると発言されております。

この「ウエーブ泉南」は、本市議会に席を置く議員、会派第 1 清新会、第 2 清新会、清和会、新政クラブの 4 会派合同により、事実に基づき責任を持って共同発行されたものであります。その内容が事実無根であると発言をなされるなら、どの記事が不当なのか、具体的に明らかにすべきであります。疑いを持たれた林議長、和気議員は、議員として自身にかけられた疑惑について、みずから明らかにすべきであろうかと思考するところであります。ましてや、日ごろ清潔、正義、公正とアピールしている党に所属する議員として、本市議会に実態調査のための特別委員会等の設置を求める方向で貫くのが本来の姿勢ではなかろうかと思います。そういった解明に努力することが、我々の議員としての活動の立場ではなかろうかというふうに考えております。皆さん方が林野会館にある問題、あるいは贈収賄罪における議員の問題について解明されていることについても一定の評価はするところでありますけれども、続けてこういった問題が提起されたならば、同時にこのことに対しても当然皆さん方が提起されてもしかるべきではなかろうかというふうに私は思っております。その姿勢も見せず、一方的に告発も辞せずとの大言は、疑惑の解明を隠そうとするもの以外の何物でもないのではないかというふうに考えます。

それでは、一、二点申し上げておきますが、実態として林議長は林野組

合とは全然関係ないのでありましょうか。報酬は一切もらっていないのでありましょうか。今あなた方が問題にしている林野会館建設における主張や会議、パーティーやその他の林野にかかわる件は、一切関係ないと断言できるのでありましょうか。そういった認識であなた方が発言されているとするのでありましょうか。それ以外もう一切否定され、市民の前に明らかにすることを正しいと言うならば、拒む理由はなかろうかと思ひます。ぜひ正義、清潔、公正を旗印にする貴党の自浄力を発揮されることを疑問とともに期待をいたしておきます。（発言する者あり）これは御承知のとおりであります。

議長（林 治君） お静かに願ひます。

8番（巴里英一君） そういった意味では、これは本来の議題とは離れますので、これ以上申し上げることは慎みますが、議長においても、その解明について一定の議事録の精査なり、巻き戻してきちっと調べ直して示してもらいたいといった申し入れ書が各4会派の幹事長から出されておりますが、このことに対しても一切議長から回答はないそうであります。非常に残念だなというふうに思っております。

さて、今世界は冷戦が終わったとはいえ、各地においてあらゆる紛争が生起し、今なお多くの人々が苦しみと飢えに悩まされながら死の線上を歩いている方々がたくさんおられます。そのことに対して、サミットにおいても先進各国がどのような対応をしようとしているのか。あるいは本当に世界平和のために日本がどのような位置づけで、どのような立場でなさろうとするのか、私たちにははっきりと見えてこない。こういう混沌とした世界情勢の中、日本そのものも政治的にも混沌としている中で、私たち市議会の一人として、真に市民のための本当の政治ができているのであろうかということ、私は再度みずから検証しなければならないというふうに考えているところであります。

そういった意味では、まさに今世界のキーワードは、人権と環境と言われております。その人権と環境を踏まえて、私たちが考える中で大綱5点にわたって質問をしていきたいと思ひますが、その第1、部落問題についてであります。答申後の同和行政の総括についてお伺いをいたします。

御承知のごとく、答申は1965年、昭和40年、内閣同和对策審議会が答申されてから、私たちはことしで32年を迎えております。さらに、

その答申の案を若干読み上げたいと思いますけれども、この前文において、内閣総理大臣は本審議会に対して、同和地区に関する社会的及び経済的問題を解決するための基本方針について諮問されたと言います。言うまでもなく、同和問題は人類不変の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である、したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるということを引きちと述べております。さらには、問題の解決は焦眉の急を要する、さらに政府においてはこの答申の報告を尊重し、適切、有効な施策を実施し、問題を根本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭し、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日も早く速やかに実現されるよう万全の措置をとられることを期待するものである。要望と期待が前文にあります。

さらに、同和問題の認識についても述べております。その中で、同和問題の本質とは、こう述べております。いわゆる同和問題とは、日本の社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、現在社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理である何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという最も深刻にして重大な社会問題である、こういうふうに本質では述べております。

現在も通用することではありますが、答申でまさにこのことを述べております。最近、この集団的居住区域から離脱して一般地区に混在する者も多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに、陰に陽に身分的差別の扱いを受けている。

さらに、若干飛ばしますが、今度は起源説の否定であります。社会にはいろいろな起源説が言われております。例えば人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説など諸説がある。しかし、この中ではっきりと断言しなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるというまさに異種異人説、そういったものを否定したものであります。

同時に同和問題は、日本民族、日本国民の中の身分的差別を受ける小集

団の問題である。同和地区は中世末期ないし近世初期において封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落であるというふうに本質がとらえております。こういった意味では、維新後も差別の実態にはほとんど変化がないということも述べられております。

こういった意味の中で、大正7年だったと思いますが、たしか富山県を発祥の地に米騒動が起こったと思います。そのときに被差別部落の住民も一緒に闘った経験があるし、その中で多くの方々が処刑された事実もあります。関東においても、七分の命として、一般の人1人が死ねば部落の人は7人殺せばいいんだという、こういった七分の命の問題、岡山における渋染一揆の問題、たくさん被差別部落民衆に対するまさに差別、人命を軽視した社会が存在していた歴史がございます。

そういったものを踏まえながら、私たちの先輩である皆さん方が大正11年3月3日、全国水平社が高く旗を掲げて自由と平等、そして人間の水平を願う、こういった形で熱と光を求めながら闘いに立ち上がった現実がございます。

さらに、結語として、この問題の解決は、国及び地方公共団体に課せられた課題であると同時に、長期的、総合的な施策をすることを要請すると、こういった形で結語として結ばれておるのがこういった答申の主たる内容であります。時間がございませんので、また機会があれば、皆さん方も御承知かと思いますが、改めて私もこの席上で述べたいと思います。

そういったものを踏まえながら、1969年、昭和44年、同和対策審議会答申を受けて同和事業特別措置法というものが施行されたのであります。こうして、この前、本年の3月末までのまさに地域改善対策法まで、約28年間にわたって同和対策施策を行ってきたのは周知のことです。そういった意味では、国を初めとする大阪府あるいは泉南市、地方自治体の部落問題を初めとする多くの差別に対する痛みと思いと、その解決に向けての努力は高く評価しながら、一定の成果を得たといえども、今なお人権における侵害事件が多発している事実は、いかんともしがたいものであります。そういった意味では、この28年間の同和行政の成果と問題点、また市行政、市民生活に与えた影響など、どのように総括をなされるのか、示されたい。

さらに、その上に立って2点目として、本年4月に施行された人権擁護施策推進法、いわゆる人推法と言われておりますが、目的である教育啓発、人材育成、人権教育等、この新法の目指す目的についてどのようにとらえられているのか、お示しを願いたい。さらには、大阪府の同和対策行政推進大綱の基本方針に基づき同和行政推進プランが策定されております。市としては、この方針を踏まえてどのような方針、施策のお考えを持っておられるのか、お示しを願いたいと思います。

3点目として、一昨年6月に施行された我が市初の人権条例であります部落差別を初めとするあらゆる差別の撤廃に関する条例が制定され施行して2年、この人権条例、市民啓発についてであります。市民の条例に対する認知、認識度はどの程度か、また実態はどうか、そのようなことを今後の啓発にどのように生かすのかを具体的に方針として示されたいと思います。

大綱2点目であります。違法建築についてであります。現在泉南市内に多く違法建築が建っているというふうに聞いております。特に、新聞紙上で皆さん方おなじみの林野会館は、まさに違法建築であることは間違いありません。それだけで違法建築は終わりとするのか。それとも、私たち議員が市民の先頭に立たなければならないという問題を抱えている議員の職責からいっても、その議員自身が違法建築を行っているということに対してどう考えているのか、そのことをお示し願いたい。さらに、その違法建築の件数及びその実態は、どのようなものがあるのかをお示し願いたいと思います。

さらに、その2点目、公営住宅の中にも違法性があるのかないのかという点についてもお答えを願いたい。

そして、違法建築の確認の方法はどのような方法でなされるのか。航空写真あるいは現場確認をなされるのか。こういったことも、どういう手法をもって違法であるのかないのかの認知をされるのかということもお示しを願いたい。

そういった意味では、違法建築を認知された場合、過去、例えば100平米の建物があれば、20平米を建て増しした。これが違法建築であるとするのなら、その場合、課税客体との関係、捕捉されて、そのことをどういう形で課税状況、いわゆる生かしていくのか。そのまま実態課税をする

のかといったその問題を知り得る限り、言える限りにおいてお示しを願いたい。これは個人にかかわりますから、氏名等は別に発表していただかなくても結構でございます。

大綱第3点であります。総合福祉センター問題についてであります、総合福祉センターと泉南障害者作業所の運営方針と現状についてをできるだけわかりやすくお示し願いたいと思います。

その2点目として、両施設の予算における問題であります、いわゆる重複している予算があるのかないのか、そういったことはどうなのか。それと、今後その重複した予算をどういう形で、どちらにどう生かすのかということも示されたいというふうに考えます。特に、同施設の重複施設というのはあると思いますので、それをどうリンクさせていくのか。具体的に市民に対してそのことを明快にきちっと答えられるような形でのお示しを願いたいと思います。

特に、予算については、二重予算になっているということもひょっとしたらあり得るのではないかと。こういう失礼な申し上げ方をすると悪いかと思えますけれども、総合福祉センターにおいても同じようなデイホームの形をとっていき、あるいはショートステイをとっていくという形になりますと、あるいは今行われている障害者作業所においてもその形があるとするならば、それが重複的な施策ということでは、それは一元化できないのかというふうなこと等であります。そして、できるのであれば、その予算の有効的利用、そして余裕が出る予算をまた違う形で、そこまでに至らないといいますか、家庭で介護している障害者にそのことを補助として適用できないのか、あるいはその補助体制をとれないのかどうかというふうに思います。

さらに、大体予測されていると思いますけれども、トータルとして総合的な費用、経費ですね、建設経費——両施設ですが、総合福祉センターと泉南作業所、両施設の総合経費と建設単価の割合に対する利用者数の割合を出していただいて、大体年間1人頭どれぐらいかかるのかというものがわかればお示し願いたいというふうに思います。

第4に、市営住宅についてであります。

私は、市営住宅という問題は、皆さん方いろいろと本議場で問題がたくさんあったと思います。大事なことは、部落問題を解決するためには、私

はいつも低家賃の公営住宅を建てよという発言をし、ともにやらなきゃならないということの認識は、お互いに市もしているとは思いますが、財政が許さないということでなかなか実現に至らない。そして、建てかえ問題が出て、マスタープランが作成されて、建てかえ問題でいろいろ論議を今されているというふうに承知をしております。ならば、それだけでなく、新しい方向として新マスタープランなるものに一遍考えは至らないのか。例えば、泉南市のそれぞれ所有する公有地に低家賃所得者層に向けてのいわゆる障害者あるいはお年寄りも使える、中高層も含めて使えるようなマスタープランを新しく——そういう意味では新マスタープランと私たちは表現しておりますが、そういう考えはおありなのかどうか。おありでしたらどういう方向で、あるいは何年度ぐらいのめど——めどというのは失礼かな。できればめどをつけていただければ幸いかなというふうに思います。さらに、そのことがいわゆる部落差別に対する、なぜ鳴滝ばかりという住宅に関する問題の差別意識、ねたみ意識の解消の一助になるのではなかろうかと考えますので、その点慎重に御答弁をいただきたいと思えます。

大綱第5点であります。庁舎建設についてであります。建設後既に三十数年経過しているかと思えます、この庁舎。そして、以前に庁舎建設委員会をつくらないかという話がありまして、そうだなということで、たしか平島前市長の時代だと思えますが、そういう話をしたことがあります。そのとき泉南市は若干の積立金があって余裕がありましたけれども、現在非常に厳しい財政状況だということは承知しておりますが、こういった状況で、このままでは職員が本当の実務作業ができるんかどうか、あるいは市民が利用しやすいんかどうかといった面では、そういう長期的視点での計画をお持ちであろうかないのかということをお示し願いたい。

その場合、2点目として、財政のあり方あるいは方向、方法論などがあればお示しを願いたいというふうに思います。

以上、私の質問がかなり難しいんか難しくないんかわかりませんが、長いような長くはないような質問でありましたけれども、ひとつできればお答えいただいて、また足らん分がありましたら自席から質問させていただきます。ありがとうございました。

議長（林 治君） ただいまの巴里議員の質問に対し、理事者の答弁を求

めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の同和問題についての同和行政の総括についてということについて、私から御答弁を申し上げます。

本市では、同対審答申の、同和問題の解決は国及び行政の責務であり、同時に国民的課題であるとの趣旨を十分に踏まえ、自来今日まで市政の最重要課題の1つとして諸施策の具体的推進に努めてきたところでございます。その結果、住宅、下水道、地区内施設等生活環境の改善を初め、相当な成果を上げてきており、登録事業、いわゆる残事業も本年度完遂の見込みであります。一方、就労、教育、福祉等の面におきましては、なお解決すべき課題も残されておまして、部落差別事象が後を絶たないなど、差別意識の解消が十分に進んでいない現状があります。そのためにも、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例を平成7年6月に施行したものでございます。

既に御承知のとおり平成8年の地対協意見具申では、同和問題の基本認識として、同和問題など人権問題を一日も早く解決するよう努力することは国際的な責務であり、同和問題を人権問題という本質からとらえ、解決に向けて努力する必要があると言われております。また、同和問題は過去の問題ではない、同和問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりを持った現実の課題であるとの認識が示されており、府同対審答申にも同様な認識が示されております。申し上げるまでもなく、同和行政は部落差別をなくし、同和問題の解決を図ることを目的とする行政でございます。

今後とも、地対協意見具申、府同対審答申並びに本市人権条例施行の趣旨を踏まえ、部落差別の適正な認識のもと、行政の責務として同和行政の推進に努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

その他細部につきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長（林 治君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 巴里議員の3点目の人権条例の市民啓発についてお答えいたしたいと思っております。

本市人権意識調査からも明らかになったように、部落差別の自覚、結婚に対する態度、身元調査の実態等、差別意識の解消が十分に進んでいない

現状があると認識いたしております。

具体の啓発事業につきましては、人権推進部並びに教育委員会を初め関係部課におきまして、市民の学習ニーズを踏まえ、市民の集い、フォーラム、各種セミナー講座、フィールドワーク、泉南市人権啓発推進協議会、泉南市事業所同和連絡会等、人権啓発関係諸団体の育成など多様な取り組みを現在進めてまいっております。

国におきましては、国民の人権意識の高揚について国の責任を明確にするとともに、教育、啓発のあり方や人権侵害の救済について審議をするため人権擁護施策推進法案が制定されておりますし、1995年から2004年までは人権という不変文化を構築しようという人権教育のための国連10年を迎えております。

今後ともこうした内外の状況を踏まえるとともに、人権条例の周知方の徹底、人権意識にかかわる実態把握の検討、推進体制や組織の確立を図り、時代や現実に即した人権啓発の浸透に努めてまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 巴里議員の御質問のうち、私の方から違法建築についてということと、市営住宅についての件につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、御指摘の違法建築につきましてでございますけれども、建築確認申請時と異なる建築物が建築される場合と、建築確認申請手続を行わずに建築される場合が考えられます。建築申請がなされた建築については、建築基準法による完了検査は大阪府が行うために、申請どおりできているかどうか把握がなかなか現状では難しい状況であります。また、申請手続がなく建築された場合は、市民からの情報または通報等が一番我々としては把握できる状況でございますが、それ以外なかなか把握するのが困難な状況もございます。

それと、違法建築に対する対応でございますけれども、これに係ります措置等は特定行政庁である大阪府が行う権限となっております。

このような法体系の中で、泉南市としても情報の収集並びに大阪府への連絡調整を密にして、我々としては努めているところでございます。

それと、林野会館の違法ということと、それともう1つの民間住宅の違

法の実態ということでございますけれども、過日の3月の予算委員会の中で指摘された建物ということで我々理解をいたしておりますけれども、その分につきましては、林野会館の建物とともに、4月11日に大阪府とともに現地立入調査を行っております。ただ、その後の大阪府の処置につきましては、現在まだ結論が出ておらないということで、調査をした後、まだ現状のままでございまして、結論にまで至っておらないということでございます。

それと、公営住宅についての違法建築という御指摘でございますが、本市の公営住宅には市営、府営の両公営住宅がございますが、市営住宅につきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

本市の市営住宅は、木造が3団地、簡易耐火構造平家建てが1団地ございます。それと中層の鉄筋コンクリートづくりもございますけれども、これら市営住宅についての違法建築がないかとの御指摘については、当時入居者に提供させていただいた住宅の現状と比べまして増改築されているのは、市といたしましても認識をいたしております。

しかしながら、その当時の増築についての申請書や確認文書、さらに増改築された時期については、現段階ではつかんでいないという状況でございますから、今としましてはその調査等も非常に難しい状況ではないかというふうに考えております。

今後の対応といたしましては、今日木造住宅、簡易耐火住宅については建てかえの話し合いの中であり、その進捗を見詰めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、新マスタープラン及び新住宅の建設についてということでございますが、今まで行ってきた住宅の経過をまず申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、皆様方既に御案内のとおり、人が社会生活を営む上では衣・食・住の3要素をいかによく確保するかが人類有史以来の永遠のテーマであり、特にそのうちの1つを占める住、いわゆる住まいにつきましては、生活基盤でありまして、また都市を形成する原点でありまして、良質な賃貸住宅を市民に供給することは、住宅施策の基本であるというふうに考えております。

しかしながら、現在この住を取り巻く環境は、残りの衣・食と比較しても非常に厳しい状況下に置かれていると言わざるを得ません。本市におき

ましても、老朽住宅、狭小住宅がほとんどでありまして、住を取り巻く住環境は、多分に漏れずその対応が急務とされております。

その対策の一環といたしまして、集合住宅につきましては、増築可能な棟については議会の御理解を賜り、入居者の皆様方の協力を得ながら、1部屋増築に平成6年度から工事の着手を始め、また高齢者向けの住宅の建設にも平成8年度から工事着手し、今年度で一定の事業完了を目しているところでございます。

また、木造住宅につきましても、先ほど申し上げましたように老朽化が著しく、その対応、対策がより急がれております。一方、市民の皆様方からは低廉な家賃の公営住宅のニーズも非常に高く、公営住宅の建設要望も日増しに高くなってきているのも現状でございます。

このような現状のもとに、市といたしまして木造住宅の建てかえ計画案、いわゆる公共賃貸住宅再生マスタープランのプランニングの作業に入り、その結果を議会にも報告させていただいております。しかしながら、御案内のとおり、この建てかえ計画につきまして入居者の方々と2年以上の年月をかけ話し合いや協議を行ってまいりましたが、残念ながらいまだ解決には至っておりません。

この問題につきましては、さきの議員のときにも御答弁さしていただきましたように、建てかえの入り口論からのお話をお聞き願いたいとの調整を行い、これまで2回協議を持っております。協議の内容につきましては、市の建てかえ計画の基本的な考え方や入居者の皆様方の御意見、御意向を承りました。さらに、このような状況下で今後どう進めてまいるかは、また別途住宅施策の検討も必要ではないかという御意見もあろうかと思われませんが、市といたしましては、現在入居者の方々と行っている協議の内容、御意見等を整理させていただき、その後建てかえについての御理解を賜りたいと考えております。今後も粘り強く話し合いを続けてまいりたいというふうに考えております。

それと、議員から、市の先行用地で持っている保有地についての有効活用ということで、新しいマスタープランによる考えということでございますが、本市としても、先行用地の有効活用の面からも、将来的には住宅用地に一部活用したいというふうに考えておりますけれども、今のところ新しい住宅のプランニング、それと時期等についてまで計画としては至って

いないというのが実情でございますので、よろしく御理解をお願いしたい
と思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 私の方から、巴里議員御質問の総合福祉セン
ターについて御答弁申し上げます。

まず、総合福祉センターと泉南作業所の運営と現状について御答弁申し
上げます。

総合福祉センターの運営方針であります。老人福祉センター、身体障
害者福祉センター、母子福祉センターを基本的な機能といたしまして、オ
ープン当初は主にデイサービス、機能回復訓練、各種相談などを中心に事
業を進めてまいりたいと考えております。また、老人デイサービスの委託
方針でございますが、総合福祉センターにおけるデイサービス事業につ
きましては、利用対象が寝たきり老人及び虚弱老人であり、その本来の目的
を損なわない範囲で、障害者の一部も含め老人デイサービス事業を実施し
てまいりたいと考えております。なお、障害者デイサービス事業の機能回
復訓練、創作的活動、社会適用訓練、各種相談業務などは、市の職員で対
応してまいります。

続きまして、泉南作業所及び泉南デイホームについてでございますが、
この施設は、議員御存じのように平成5年7月に知的障害、身体障害を持
った人々に教育、訓練を保障し、働く喜び、生きがい等を保障する施設と
して設置されました。現在、社会福祉法人いずみ野福祉会にて運営がなさ
れており、建物の1階部分は共同作業所で定員35人、2階部分は身体障
害者等に対するデイサービスを実施し、市が委託を行っているところでご
ざいまして、泉南作業所と連携して作業訓練等を行っております。以上が
泉南作業所、泉南デイホームの現状でございます。

続きまして、予算における方針について御答弁申し上げます。

デイセンターせんなんについては、今お答えしましたように、泉南作業
所及び泉南デイホームの対象者は知的障害者と重複の重度の方々で、作業
を中心とした毎日通所という形態をとっている関係で、利用者は固定して
おります。一方、総合福祉センターにおける身体障害者福祉センター及び
デイサービス事業は、対象を身体障害者として、その本来の目的を損なわ
ない範囲で知的障害者、精神障害者の一部も含めようとするものでありま

す。重度の方については老人デイサービスとの一体的利用とし、その他の方は機能訓練、創作活動などをあらかじめ選択、登録することによって利用していただくとするものですので、毎日通所でメンバー固定という方法ではなく、メニューに応じてできるだけ幅広い方に利用してもらいたいと考えているところです。

したがって、専門的な機能訓練と入浴サービスのメニューを除いては、対象者は重複しないのではないかと思います。これらのデイサービスの内容の相違するサービスについて、利用者が選択できる方が障害者にとってはよいのではないかと、このように考えております。よって、今のところ現在の状態で施策として実施してまいりたいと、このように思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、この共同作業所及び総合福祉センターの建設費、そして運営費を含めて1人当たり費用がどれぐらいかかっているのかという御質問であったと思います。

まず、泉南作業所につきましては、平成5年に完成し、その活動を進められているわけですがけれども、その当時建設総額としましては約7億8,300万、そして用地代として2億4,900万でして、大体10億3,000万程度かかったと、このようになっております。そして、この泉南作業所にかかる平成9年度の費用といたしましては、約1億4,800万予算計上しております。

それと、総合福祉センターの総工費でございますけれども、これにつきましては約58億かかっております。そしてあと、この総合福祉センターの1人当たりの単価と、こういうことになりますと、この利用者につきましては、現在まだ総合福祉センターがオープンしておりません。なおかつ、利用者数というのも全市的に市民の方々に利用してもらおうということもございまして、1人当たりの運営単価でありますとか、そういうのはちょっとはじき出せませんので、今そういった数字を持ち合わせていないということで、御理解のほどよろしく願いしたいと思っております。

以上です。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から、巴里議員さんの違法建築物の課税の実態等の御質問がございましたので、御答弁申し上げます。

違法建築物の課税の実態でございますが、家屋にかかわります固定資産税の課税につきましては、登記、建築確認申請等で課税客体として把握した段階で現場調査に至っておるところでございます。建築基準法等に違反している物件につきましても、課税につきましてはその家屋の持っている価値に対して行うものであり、課税上は適法、違法を問わずその物件の価値に対して課税を行っているところでございます。

また、課税の面積ですけど、違法増改築の課税の面積についても御質問がございましたので、お答えいたします。

登記が行われていない物件につきましては、課税客体として捕捉されました後に現地調査に入ることとなります。家屋の調査につきましては、その物件が持っている価値を査定するものでございますので、使用されている材料、材質、使用量等を確認することとなります。また、建築面積も家屋の価値、いわゆる評価額ですが、大きく影響するものでございますので、現地調査の際に担当職員が延べ面積を実測しまして、実態に即した課税となるよう努力いたしておるところでございます。

また、今後の課税客体の捕捉ということでございますが、建築確認申請が出されていない、あるいは未登記であるとかの物件につきましては、その把握が困難な状態であります。課税客体の捕捉については、航空写真をもとに家屋図を作成し、それと課税台帳の照合を行い、未調査物件の洗い出しを行ったところでございます。現在、課税客体であるか否かの判断を行うため、現地確認中であります。今後、現地確認作業によって課税物件であると判断された物件については、随時家屋調査を開始する予定でございます。これらの方法によりまして、納税者の信頼と理解を得るため、継続的な調査と効率的、正確な課税客体の捕捉に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から庁舎の建てかえについて御答弁申し上げたいと思います。

市庁舎につきましては、昭和40年に建設し、現在まで2回の増改築及び平成5年に現在の別館の建設を行っております。効率的かつ機能的な活用に努めてきたところでございます。その間、社会経済情勢の変化に伴う市民の行政ニーズの複雑多様化、高度化が進み、現在の庁舎スペースでは

狭隘なため、市民サービスや効率的な事務処理に支障を来している状況でございませう。このような現状を考えますと、本庁舎の総合的な建てかえ計画を一定の計画をもって進めていく必要があると認識しているところでございませう。今後、将来の財政状況を見きわめながら、長期的な観点で、またあわせて基金の積み立て等も検討をしていく必要があると考えているところでございませうので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございませう。

議長（林 治君） 巴里君。

8 番（巴里英一君） 一応御答弁いただきました。最後の総務部長の答弁は、先ほどの島原議員の質問と重複しますので、それはその方向で、ひとつぜひとも財政が許す限り、将来の泉南市のシンボリック的存在であるものをしていこうという姿勢だけを見せていただいて、また財政が許せばその方向で議会の了解を得てやるということでもいいんじゃないかというふうに思います。方向だけで了解しました。

1 点目、市長から御答弁いただきました。総括というのは、市長ね、非常に大事なことなんだと思いますよ。市長も来年度選挙、まだ表明されておられません、4年間の市長の市政方向あるいは結果を総括しながら新しい施策、政策を打ち出していくと。これを踏まえない限りできないというのは当然だと思いますので、そういった意味では、一定の市長がなされてきたことに対して私は評価をしております。

特に、いわゆる答申が出されて以来、この答申をもとに大きく発展をしてきたという、同和対策事業とか同和問題のいわゆる国民的認識を高めてきた、あるいは深めてきたということは、これはだれも異論のないところでもあります。それゆえにつくられた法というのは、御承知かと思いますがけれども、法といいますか、太政官布告という明治4年に出された、今で言う総理大臣なんです、時今以降えた候といえども平民たるべき候こと云々とかいう、こういう非常に難しい言葉で表示されておりますが、これはお上からのいわゆるやってやるぞという、こういう方向だったと思うんですね。これは全部天皇の子やから皆同じやでと、こういう言い方なんですよね。昭和35年時代からずうっと同和問題の解決に向けて、運動団体が国策樹立請願行動というのを非常に血の汗を流しながらやった結果として答申が出された。当時の佐藤内閣だった。こういった運動には、当時の

共産党も積極的に参加をいただきました。そういった意味では、現在議長に座っておられる方も当初非常に努力をされたという思いで私も見ております。現在、立場が変わって攻撃に回っておりますけどね。

それでは、どちらにしても、もともと同和問題というのは、少数の集団が社会的に歴史的過程において差別をされている存在であると。そのことを放置すると、国際社会においても日本社会においても不当だということが答申ではきちっとされておる。そのことについて、長期的解決をしなければならない、そうしなければならないということを受けて特別措置法ということがなされたけれども、これは非物的事業が非常に比率が低くて、物的事業にならざるを得なかったという側面は片一方にあると。そのことを現段階においては、その反省の上に立って非物的事業の展開を図っていかうということ、いわゆる人推法と言えれば言いやすいんですが、推進法という言い方をしますか、このことを受けて5年間それで一遍やってみようということだというふうに思います。

しかしながら、根本的な解決は、やはり憲法に基づく、この前も論議がありましたけれども、まさに14条の、人間は門地、社会的出身、そういう身分によって差別されないという、この憲法の趣旨に沿うのかどうかという問題が、実は国民的課題として課せられている問題であろうというふうに私は思います。

そういった意味で、市長から一定の総括をいただきましたけれども、本来的にはもう少し総括というものは過去の経過を踏まえて、それはどこが欠点であったのか、また市民への影響はどうであったのか。あるいは、同和事業というのはいろいろな方々が数字を上げつろうてやり過ぎだとか言ってますけれども、本来は一般行政でもしなきゃならない事業というのは当然あるわけで、それが同和対策事業において行われるということは、非常に行政にとってもメリットがあったという結果として、市長がいつも答弁してるとおりだと私は思います。そのことを踏まえて、市民との関係はどうであったのかなというふうに、運動側の方々が一番気にするというんか、懸念しているところがございます。そして、多くの方々がそれぞれの分野に参加をいただいて、本当に人権が守られていくのかという形が生活が成り立っていくのかということとイコールになっていく。

私、先ほど休憩時間にたまたま1人でございましたから食事に行きまし

た。そうすると、地域の方が——これは悲しい話なんです。ちょっと相談ありますと。娘さんと親とおって相談ありますということで、実は結婚問題だと。向こうの両親が反対してますと。何で反対してるのかというたら、どうも聞くところによると、おじいちゃんが差別をしたときに糾弾されたということを言うてるんやと。それは差別をしたら、当時の方式としたら糾弾でしょう。しかし、それがどういう糾弾であったんか私は存じませんが、どこにおったのかも知りませんが、そういう相談をされた。40分ほど費やして、この子にちゃんと説明してやってくれというので説明さしていただきました。それは本来、あなたと本人のいわゆる合意によって成り立つという言葉がありますけども、あなたがどれだけ彼を思うのか、彼があなたのことをほんとに大事と思うのか、もうちょっと頑張ってみてつき合ってみて。そして1年間、あなたも勉強して、人として尊敬される、あるいは尊厳を守られるようなものをお互いに確認して、それでもなおかつ一緒になろうというなら、私はなりますということで男性が言うのか言わないのかという努力を2人がお互いにしたらどうやと。問題にするのは簡単ですけども、それでは決して幸福になれない場合もあるからという助言をして、余り時間がないんで終わりました。

現実には、差別問題というのは非常に多くあります。まだ報告いただいてませんけどね、僕は言ってませんから。去年だけで300件超えてる。毎年300件、400件というふうに差別事件が大阪府だけでも起こっている。こういういわゆるソフト面が今なお存在している社会的な認識、これは何も部落差別だけがあるということを私言ってません。外国人に対する差別落書き、あるいは障害者に対する差別落書き、そうした弱者に対するうっぶんのはけ口としての落書きというのは、非常に多く散見するし、書かれている。

この前、泉南市の文化ホールでも行われた。それは一部では、これを読みますとね、解同の幹部が書いた事例もありますと。事実あったら示してもらいたいぐらいです、私は。だれが書いたんか。こんなことは私らしませんよ。そういう社会状況が、それを受け入れられる社会状況があるんだということが問題だということを問題にせずに、その罪はあなた方にありますよというような書き方をしておる。

発言によると、結婚一つにしても、20歳代の80%は一般と結婚して

ますよと。だから差別がなくなりつつある。どこになくなったか、一遍事
実示してもらいたい、私。それは皆さん方の努力によってなされてきてる
んで、それだからなくなっているという表現にはならない。だからやめた
らいいんだ、やめたらなくなるんだという考え方そのものじゃなしに、ま
さに部落問題を通して、差別というものは一体何やという、人間の生活、
生存権にかかわるんだという認識が今の社会にまだ生まれていない。ここ
のところが問題じゃないかということが、まさに差別との関係になるんじ
ゃないかというふうに思います。

そういう意味では、そのことを踏まえてこの事業がどうであったのかと
いうことを、時間が余りありませんけども、答えていただければありがた
いと思うんです。しゃべり過ぎたから、まだ後にようけあるから詰めなき
ゃならないと思いますが、そういうことで市長、できればいただきたいと
思います、無理だったら別に結構でございます。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 最初の同和対策事業というのは、御指摘のように物的
事業、特に道路とか下水道とか排水路、住宅も含めてでございますけども、
そういう改善に主に向けられておりました。当初は、もちろん地域内から
中心にやり始めたという経過がございます。私も、事業部で非常に長かっ
たもんですから、随分と同和対策事業もさしていただきました。

その中で、御指摘ありましたように、地域内だけで改善をするというこ
とではなくて、やはり周辺との調和あるいは連携、交流という方向に向か
ってきておりました。本市におきましても、例えば赤塚水路でありますと
か、これはもちろん地域の方も使いますが、岡田、陸、中小路、そういう
ところの方も使うと。あるいは岡田農道にしましても、その周辺の地域の
皆様方と一緒に御利用する道路、農道であるということ。それから、今都
市計画道路になっておりますけども、市場岡田線という市の中央部を縦貫
しておりますような都市計画道路も地域改善でやった事業でございますし、
市役所前畑線もそうでございます。

下水道は同和対策事業でやっておりますけども、これは何もそういう目
的ではなくて、本来は、下水道ですから全市域に行政の責任でやるという
一般事業を同和対策事業としてやることによって、極めて有利な条件ある
いは早い速度で整備をすることができるというふうなことで一緒にやった

という経緯がございます。

また、最近では、皆様方も地域の交流という面で、解放文化祭等いろいろアイデアを凝らしていただいております。こういうことも含めて、御指摘ありましたように今後はより広く地域の皆さんと、そして周辺の皆様、市民との交流によって真の解放ができますように願っているところでございます。

議長（林 治君） 巴里君。

8 番（巴里英一君） そういう御認識をいただきました。時間がございませんので……

議長（林 治君） あと2分足らずです。

8 番（巴里英一君） 残されたやつはまた次回に譲るといたしまして、最後になるかもわかりませんが、2分まで……。

議長（林 治君） あと1分ほどです。

8 番（巴里英一君） 市長、確かに同和対策事業の中では住宅もいろいろあります。しかし、結果的には国の補助で、宮本5号棟なんかは私の知ってる限りは170万円弱の泉南市の直接持ち出し負担しかなかったと。それで3億円ほどの建物が建った事実がございます。私は、そのことがいいか悪いかは、それぞれの立っている立場によって判断の仕方が違うと思いますけれども、泉南市に本当のいい住宅を建設していこう、そのことを通して多くの住宅を市民に提供していこうという市長としての考え方を示されることは私は大事だと思うし、財政的な問題があるにしても、将来的にはどっちにしても市営の本当の住宅を低家賃で提供していくということがこれからの課せられている課題だと思いますので、ぜひともその方向に向けても頑張っていただきたいというふうに要望しておきます。要望というのはないんですね、質問には。

それで、先ほどの違法建築のやつをちょっとやりたかったんですけども、ちょっと時間がないので……。泉南作業所の数字を聞きますと、かなりな額、中途半端な額、先ほど説明いただきました額によりますと、建設費を入れて十何億かかりましたな。それを利用者、入所者数と比べたら、その時点の1人当たりの単価は何ぼになるのかということを出していただいたと思うので、ちょっと答えを言ってください。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。簡潔に願います。

健康福祉部長（谷 純一君） 先ほど泉南作業所の建設費の総額を示さしていただきました。それで、約10億3,200万、現在作業所の定数が35人、それからデイホームに通っておられる方が19人ですので、それを足して54人で割りますと、1人当たり約1,900万になるところでございます。

以上です。

議長（林 治君） 以上で巴里議員の質問を終結いたします。

次に、3番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

3番（小山広明君） 小山広明でございます。6月議会の質問をさしていただきますので、よろしくお願いをいたします。

5月16日の大阪地方裁判所の公判で、山内、堀口両氏は贈収賄事件を全面的に認められました。市民から負託されたこの議会の場で、金銭をもってその意思を左右したということをして本人自身が認めたわけであり、我々はそのような議員がおることを知らずにずっと議会で審議をしてきたことであり、市民に負託されたこの議会が汚されたということで、残念を通り越して怒りさえ覚えるものであります。

しかも、この事件があった後に、私たちは市民の前に選挙を行ってこの場に当選をしておるわけであり、この事件が選挙前に起こったことであることを考えるとき、この問題の重大さは大変であります。山内、堀内氏の速やかな議員の辞職を求めるものであり、議会の意思としても市民にかわってこの議会が両氏に議員辞職を求めたわけであり、そのことを真摯に受けとめて速やかに辞職をしていただきたい。2人は、この事件以来公式な議場の場には一切出ておりません。きょうも山内氏が見えられましたが、ほんの1分か2分この場におっただけで出て行かれたわけでありまして、もはや議員として市民の前に仕事をする状態でないことは当然であり、我々議会としてもっと強力な、彼らが良識をもって議員を辞職するようにしていかなければならない、そのように思うわけであり、

また、とりわけ重要なのは、向井市長がこの2人に支援をされて当選したということであり、また、その後も向井市政はこの2人の支援を得て市政運営をしてきたということであり、当然、市長の政治的な道義的責任は重大であります。きのうのように、議会みずからが自浄作用を持ってくださいというようなことで済む問題ではないでしょう。新聞報道で、

決議撤回の前後に堀口氏らと市長がともに行動をしていたことが報じられております。また、山内氏は、金をもらったその意味について、市長選挙の参謀をしていた堀口氏からのものだから、市長のことをよろしく頼むという金だということを私たちの公の場で発言をしております。市長のこの反対決議撤回に係るかかわりについて知り得るすべてをこの場で報告をしていただきたいと思います。

次に、林野組合の違法建築の問題であります。これはちょっとした違反ではない、形も大きさも用途も異なる違法建築であることは明らかであります。きのうの議論の中でも、市当局にこのことは再三相談をしておったことが明らかになっており、今や市がこのことを知らないということで済む問題ではないでしょう。また、市民に選ばれた議員が林野議員を兼ねているという点でも、この林野議員の問題は、単に行政が答弁するように個人の問題であるということで済む問題ではないことは明らかで、そういう状況の中で、なおこの壇上で市当局がそれは公ではない、個人の問題であると言っておるところに、市民がなお一層の疑惑と不信感を持つことは明らかであります。

そして、このような状況の中で、市は市民の税金から5万円という祝い金をこの違法建築の竣工式に贈っておるわけであります。市民の方から、この金は当然返すべきではないかという申し入れが行われましたが、返す必要がないという文書による回答がこの市民のもとに送られております。一体このような神経は、どのようなことと言えるのでしょうか。

次に、樽井財産区についてお伺いをいたしますが、樽井財産区は泉南市の中でも財産区会計を持っておる機関でございますが、そこは管理会の委員によって運営がなされており、その管理会の管理者は、向井市長であるわけであります。この委員は、これまで区の推薦によって市長が提案し、議会で承認をしてきた流れがあるわけであります。しかし、現在の委員は一度議会で否決をしております。

私は、このような中で果たして樽井区なり樽井財産区の主体性が保障されておるのか、心配になるわけであります。今、樽井区においても、この委員が否決された問題で少し議論があるようではありますが、改めてこの樽井区なり財産区の主体性の問題について、市長はどのように考えておられるのか。私は、やはり市長の責任において、そのようなルールにのっとっ

て提案してきたものが、たとえ議会で否決されたにしても再度理解をいただく努力をするべきではなかったのかと、そのことを強く思うわけでありまして、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、行革についてお伺いをします。

ちょっと刺激的な発言になるわけですが、私は公務員にも解雇というようなことを考えなければならないのではないかと思います。何も嫌な人を無理なりやめさしたり、都合でやめさすという意味ではありませんが、現実には公務員の方もいろんな中で途中でやめていかれる方がおります。一方、学校を出てから定年までずっと公務員をしているという状況もあります。もっと私たち人間が職業に対しても自由に選択ができる、民間や公務員が自由に行き来をして活性化していくということが大事であると思いますし、市は市民の税金によって成り立つわけにありますから、このような右肩上がりの経済がなくなったときに、今年度予算も相当大幅な予算全体のダウンといたしますか、減り方があるわけであります。

そういうときに、公務員は絶対に首が切れないんだ、解雇できないんだという硬直したあり方では、私は市の経営という面からいえば問題があると思うわけであります。市の優秀な職員が民間に行って働く、また民間の自由な労働環境が役所の中に入って活性化してくれば、社会全体が活性化すると思うわけであります。公務員を選ぶ理由の中で、仕事そのものに意欲を持つということもありましようけれども、安定をしている、首にならない、そういうことがもし選ぶ根拠となるなら、それはやはり本筋ではないのではないのでしょうか。

そういう点で、もっと労働環境全体が自由に交流ができるようなことを進めるべきだ。そういう点で、公務員も財政問題の中で人員整理をするということの対象に考えてもいいのではないか。私がこういうことを言うのは少し刺激的ではありますけれども、一応そういう意図を解していただいて、ひとつ公務員も自由に民間会社との交流ができるように考える必要があると思います。

大綱の2つ目は関西新空港についてであります。1期の経営状況を見れば、2兆円を超える事業費はだれが考えても採算がとれるものではありません。今、16万回海上飛行ですと言った約束、これは全体構想26万回にしても、海上だけというのが当初の約束であったわけあります。

これは読売新聞でありますけれども、運輸省の実務者が、もっと早く本当のことを言っておけばよかった。あのときだんまりしておったことが今大変大きな問題になった。また、初めから陸上を飛ぶと言えば、地元とのあつれきを生むと思ったので言えなかった。そして、そういうことを残念がって唇をかみしめ、別の担当者は、あのところ陸上上空はとても飛行させてもらえる雰囲気ではなかった、ということをおっしゃいます。

そして、この中では向井市長もきちっとコメントを言っておられますが、この本会議の中で言われたこととは少しニュアンスが違うことを一度確認をしておきたいと思いますが、市長はこの中で、泉南市の向井市長は、国の言い分にはそもそもつじつまが合わない。4年前はジェット燃料の節約、飛行時間の短縮を理由に挙げ、今回は管制処理の限界だ、といぶかる、このように市長は新聞紙上でコメントしております。

私は、今までこのことが本当の陸上飛行の理由ではないかということをおっしゃる場でも発言をしてきたわけでありまして、このことにおいては市長と認識を1つにするわけでありまして。こういうことを踏まえて、お答えをいただきたいと思っております。

そして、今まで国がやることだから間違いがないんだということで議会に説明してきましたが、私は主権在民という状況の中で、市自身がはっきりと理解ができなければ、論理的に理解ができなければ、うんと言わないということをおっしゃりたい、そのように思います。また、市民と行政の関係においても、市民はわからないんだということではなしに、市民が納得するまで物事を進めないというぐらいのことをしないと私には思いません。

次に、関西新空港が地域と一体の施設であるということがよく言われるわけでありまして、情報化社会の中で、私たちがマスコミにアクセスをするときにはあの有料道路を通らなければなりません。私は、やはり無料で行けるというアクセスがあってこそ初めて有料ができるのではないかと、これが公共施設の基本である、そのように思うわけですが、これは意見だけにしておきます。

次に、住宅の払い下げの問題で申し上げます。

払い下げの約束があることを知らずに建てかえ計画をつくってしまった。つまりボタンのかけ違いというものであります。振り返れば、上林町長か

ら浅羽市政の4年間、13団地の払い下げの予算を可決したわけであり
ます。そして10団地の払い下げを行いました。残る3団地の砂原は名義が
購入前のままで移転登記ができない状態、氏の松は二重地番でこれまたで
きない。高岸は氏の松と同じ岡田地域で、地元選出の議員からも同時払い
下げを要望されたいきさつがあります。浅羽市政を引き継いだ稲留市政1
2年間、二重地番の処理ができるまで待つてほしい、必ず払い下げを行う
と約束してきた問題であります。この間、行政は払い下げのもとに行政運
営を行ってきたわけであります。この長さは、余りにも長い時間でありま
す。それが平島市政になって、払い下げの約束があることを知らずに国の
予算500万円、市も500万円を出して現在のマスタープランをつくっ
てしまったわけであります。しかし、さきの3月議会で、約束を無視して
つくってしまったいわゆるマスタープランの計画の入り口に戻るというこ
とを明言されたわけであります。

そうなりますと、同じ約束をした13団地のうち10団地は払い下げが
済んでおるわけであります。それを実行せずに逆に建てかえを進める、こ
れは尋常なやり方でできるはずはありません。払い下げの約束があること
を知らなかったからできたことでありまして、今回はしっかりとこの払い
下げの約束があったことを経過的にも十分にこの議会でも議論をし、ある
程度市民の皆さんにもよく知られた中で行う判断であります。それでもな
お建てかえをするというのであれば、そういう経過を踏まえて、まず入居
者にその条件を示すべきであると思えます。

次に、まちづくりについて質問いたします。

泉南市は、ずっと豊かな自然を守りたい。水、空気、緑ですか、本当に
自然をいつも表明をして市政運営をされております。私はいっそ、うまい
空気があるはずであります。余りうまい空気は今ないんですけれども、
このうまい空気税というのを取ってはどうかということを提案するわけ
であります。泉南へ来たらうまい空気が吸えるでと、わざわざ遠いところか
ら泉南に空気を吸いに来ると、他市の方が。そして税を納めていただく。
都心に近い泉南市ですから、これは私は全くいいと思うわけでありませ
う。そういう泉南市を目指してはどうなんでしょうか。

空気がうまいということは、魚も野菜もマツタケもうまいやろうし、当
然小川にはこんこんと清水が流れておるわけであります。そのために、山

には豊かな樹木が生い茂っているし、子供は自然の中でたくましく伸び伸びと育っているだろう。空気うまい税——これ、税というのはちょっとひっかけとるような面もあるんですが、空気うまい税をまちの中心政策にして、空気をうまくすることに市は中心政策を定めてはどうか。これはお金がかからないわけですから、国もこれに補助金を出したり、起債を出したりしないわけですから、ある意味で何もしないということがそういうことを実現するわけですので、そのように提案します。すぐにあなたがこのことに明確に答えることはしないと思いますので、意見だけにしておきますが、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、道路とか水路とか、いろんな毎日使う施設を徹底して管理してもらいたい。こういうものは余り国の補助金や起債がつきませんから、市の予算を圧迫することもないと思いますので、これもそのようなことを求めておきます。時間があれば、再度もう少し詳しく議論をしたいと思えます。

次に、これも少し関係するわけですが、借金で泉南市は100円の収入に対して102円の経費がかかっておるといことが言われております。これも中身をきちっと分析をしないとわからない面もあるわけでありませけれども、つまり新しい建物、施設を建てれば、少しの補助金に大変多くの起債、借金がついてくるわけでありませ。今回の総合福祉センターは、もうほとんどが借金と言ってもいいわけでしょう。これは当然次年度から維持管理がかかるわけでありませして、これは当然一般的な収入で賄う以外ないわけでありませして、こういうあり方では泉南市の財政を好転させていくことはできません。いっそのこと、今までつくってきた施設を自前の予算できちっと管理していく、そして新しい事業はしばらくやめる、それぐらいのことをしないと、私は市の財政というのはよくなる、将来の子供たちにツケを残すことだけになると思うわけでありませ。

そしてもう1つ、私はこれはずっと言ってきたわけですが、市役所や図書館や公民館など公共施設の周りには背の高い樹木を植えてはどうでしょうか。大きな樹木を見れば、人間は安心します。泉南市の市役所の中に唯一ある大きな樹木をいつも1年ごとに丸坊主に近い形で刈り取ってしまします。この裏庭にある赤い花が咲く、ハイビスカスではないんでしょけれども、そういう木がありますが、いつも坊主のように刈ってしまう

わけではありますが、どんどん木の枝を伸ばして、夏であれば日陰ができるような、そういう公共施設をぜひつくっていただきたい。車に囲まれた市役所ではなしに、車は市役所から二、三百メートル離れたところに駐車場をつくって、そこから歩いて市役所に通ってくる、そういうゆったりとした市をつくってもらいたいと思います。幸い今、本田池の大阪側が造成をして土地があいております。あそこからここまで大体150メートルぐらいあるでしょう。あそこに市の職員の皆さんもとめていただいて、もちろん市会議員の皆さんもとめていただいて、歩いて市役所に来ていただく、そういう泉南市をつくっていただきたいと思います。これについてはこれまでもずっと提起をしておりますので、意見だけにしておきます。

それから、農地とか山が持っている機能は大変重要でありますし、人間に大きな恩典を与えておるわけでありますから、こういうものにこたえる施策をつくっていただきたい。具体的にはそういうところに予算を投入していただきたいと思います。

次に、住宅のど真ん中に4,000基を超える墓地建設の問題であります。付近住民の不安がこのことで大変募っておるわけであります。こともあろうに付近住民には何の相談も合意もないまま、地域の区長が同意判を押ししている。なぜかと詰め寄る住民に対して、済まんと言っているようです。泉南市は、恐らく大阪府の条例の中で周囲300メートル範囲に入る住民で組織する区とか自治会の合意をとりなさいということの指導をされたと思うわけではありますが、市場大発団地は、ずっと泉南市も御存じのように、市場区の中には、そういう区の行政区としては入っておらない、独立しておるわけありますから、当然ここには市場大発団地が入るよということを業者であるのか、大阪府に知らす必要があったと思うんですが、これがなぜされておらなかったのか。また、部落解放同盟の鳴滝支部もこのことに同意をしているようです。地域の整備に発言力を持つこの団体が、なぜ付近住民がこぞって反対するこのような施設に同意したのでしょうか。私は大変残念であります。

16日に開かれた、地域の人たちの強い反対がありました。市にもこのことは伝わっておると思います。なぜ住宅地のど真ん中に、しかも付近住民に説明も同意もないまま、このような施設が進められるのでしょうか。山間部につくられるといっても大変な反対でなかなか地域合意ができない

のに、住宅のど真ん中、泉南市の中心部にこのような4,000基を超える墓地建設が果たして許されるのでしょうか。この社会は民主主義社会です。法律も住民の合意とマッチしなければ、それは住民の法律とは言えないでしょう。大阪府の許可のようでありますが、私は知事の許可ということは、法律を越えて政治的判断がきく部分だと思えます。だから、市長もこのことには好ましくないという明確な反対意見をつけておるわけであります。

このように住民が反対し、区長も判は押したけれども、済まないと謝っているこの問題について、もし大阪府が許可をおろすようなことがあったら、市は一体どのような対応をしようとしておるのか。市のまちづくりの観点に立って、これこそ市が命がけで守ってもらわなければならないことだし、市長の意思や住民の意思をもし踏みにじってこの許可をおろそうとするようなことがあれば、市を挙げてこのことを阻止していただきたい。そのことの覚悟と市の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、ごみの減量の問題であります。これは当然製造者責任にするべきでしょう。市の方でそれをやるということのいろんな限界があるのはわかります。しかし、市を代表する市長として、業者責任で当然するべきこの業者が負担すべきごみ、特に処理困難な石油系の使い捨て容器は絶対に禁止するべきであります。これはどれだけ処理を巧妙にやっても、燃やせば出てくるものであります。ダイオキシンという問題が今新聞紙上をにぎわしております。また、泉南市には空き地が多いから、都会地に比べても野焼きや自分の庭で火をたく方が多いのは当然であります。

せんだっても、あの福祉センターの裏側でどンドン真っ黒の煙で業者が燃やしておりました。市の建設事業、工事をする業者ですらそのような認識であります。これは何ば焼却場にそれを運んだところで、完全に防げるものではない。汚れはもとから絶つという原則に立って、市長が宣言的なものでも結構ですから、泉南市に処理困難な使い捨て容器は禁止する、そのようなことをぜひやっていただきたいし、あらゆる考えを駆使して、行政が泉南市から処理困難な不燃物の禁止を発信していただきたいと思えます。

次に、小売店の重要性の問題で、これまでもこの議会でもお話がありました。私は、都市計画上、小売店というのは大変重要な施設であると思えます。泉南市の小売店がこぞってお願いをし、議会でもそのことに全面的

にこたえた全会一致のイズミヤ出店問題について、市はイズミヤの要求を受け入れるような意見書を出しました。大変残念というよりも、許せない行為であると思います。そしてその過程で、数々の議会に対するふまじめな対応は許せません。実際には大阪府に意見書を出しながら調整中だと言ったり、そんな言いわけが通るはずはないでしょう。そして、あの公聴会には私も参加させていただきましたが、こともあろうに会場で賛否の意思を問うという発言を大阪府が行ったわけであります。一体公聴会で賛否の意思を問うようなことが許されるのでしょうか。そのように泉南市、また大阪府を挙げて業者寄りと見られても仕方がないのではないのでしょうか。

私は、このことも泉南市の遠くは童子畑、また兎田という市の周辺にあるところに位置する商店、そのまちの一番中心的な生活の拠点だと思います。そのように何代と何代と果たしてきた、おじいちゃんやその前から何代と果たしてきたこの小売店をどう位置づけるのか。そして、その人たちが大資本に向かって絶対反対というのではなしに、500平米だったら我々は頑張ろうということで上げた願いに対しても、泉南市はこたえることができなかつた。一体この市はだれの市なんですか。市民が望むことに市は法律以前にこたえるべきことがあるでしょう。それが政治家としての市長の役割じゃないですか。私は、行政マンではない、政治家があるときには法律の前に憲法の精神に立って市民を守るために動く、そんな市政をやっていたきたいことを心からお願いして、壇上からの質問にかえます。

議長（林 治君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 空気税をつくってはどうかということですが、うかうか息もできないような気がいたします。

それでは、お答えをしていきたいと思いますが、まず1点目ですね。今回の贈収賄事件については、今議会冒頭に行政の長としての考え方を申し述べました。それは、大変僭越でございますけれども、議会の皆様方に対しても市民の信頼を取り戻していただくべく、議員各位の自浄努力によりまして政治改革あるいは政治倫理の確立に取り組まれますように強く望んだ次第でございます。また一方、私ども行政といたしましては、今回の事件を厳粛に受けとめまして、今後とも市民生活の向上、泉南市の発展のため

めに全力を挙げて取り組んでいくという姿勢を示さしていただきました。

私は、1つ残念に思いますことは、今議会の始まる時点で、やはり議会の問題であるという認識のもとに、議会を代表される議長なりが冒頭に市民の皆様方に今回の事件についてのおわび、そして再発防止の決意を述べていただきましたかったと思います。非常に残念なことでございます。

そこで、私は先ほども言いましたように、議員の皆さんに政治改革あるいは政治倫理の確立に取り組まれますように強く望んだわけでありますけれども、このことについて小山議員はどのようにお考えなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、私を推薦いただいた多くの議員の皆さんがおられます。当然、その中の当事者である方も私を推薦いただきました。そういう意味では、大変残念な思いをいたしております。この反対決議撤回につきましては、私ども行政といたしましても、この決議が泉南市の将来に、あるいは市民生活の面におきましても、存続することはプラスにならないという考えを私は持っておりました。したがって、早期に撤回をしていただきたいということは、当然行政の長として議会にもお願いをしておりました。

しかしながら、そういう金銭の授受ということにつきましては、全く関知もいたしておりませんし、夢にも思っておらなかったことでございます。そういう意味では、重ねて申し上げますが、大変残念な思いをしております。それは、一生懸命議員の皆様方もこの反対決議の問題について議論をされて、そして大阪府あるいは運輸省に対して、泉南市のために一生懸命努力をされておったのも事実でございます。そのもとに、議員の独自の正確な的確な判断のもとに反対決議が撤回されたものであるというふうに確信をいたしているところでございます。

問題は、こういうことが二度と起こらないようにしなければならないということでございますから、議会はもちろんのこと、行政も今回の事件を本当に厳粛に受けとめて、今後の改善あるいは改革に取り組んでいかなければならないのではないかとこのように思っている次第でございます。

それから、財産区の問題について、現在の委員さんは否決された委員さんではございません。その前に一度樽井区の方から推薦がありまして、提案権は私にございますので、その人選について私は上程前に区長に私の意見を申し上げて、できれば再考を願いたいということをお知らせ申し上

げたわけでございます。しかしながら、区としてはこのまま上げていただきたいと、こういうことございまして、それならば、その議決について私としては責任を負いかねる部分があるということはあらかじめ申しあげましたけども、どうしてもそのまま上程してほしいということでありまして、結果として否決されたわけでありまして。その段階で全員のメンバーを入れかえていただいて、そして再上程をして可決をされております。

そのときに、私は区長ともお話をさしていただいて、今後はその区の方で推薦される段階で、市、行政と十分あらかじめ調整をして、そしてお互いに合意形成をした上で、区の方で当然その推薦の会議があるんだろうというふうに思いますけれども、そこへお諮りをいただくと。それを市長として提案上程をしていくというふうにルール化をいたしました。したがって、今後はそういう名前が挙がって否決されるというその方にとっては非常に不愉快であり不名誉なことについて、そういうことのないようにしていただくということにしたわけでございます。

それから、林野組合の建物に対して招待を受けました。そして、寸志として出さしていただいておりますが、これは市の関係者がその当時約10名ほど招待をされまして、この中でのいわゆる食事ですね、立食形式がございましたけれども、食事があるというふうに聞いておりましたので、そのいわゆる食費といえますか、会費的な考えで支出をしたものでございます。これについては、先般6月20日付で本市の監査委員の見解が示されておりまして、そこには、パーティー形式ということでお祝いというよりは会費という意味合いが強く、これは会費相当分の金額であり、社会通念上相当な金額であると判断した。また、返却すべき云々については、市として信達郷林野組合という市関係団体の竣工式に寸志として支出したものであり、返還してもらう必要はないものと認めたという見解が出されているところでございます。

次に、陸上飛行ルートについてでございますが、確かに平成6年の開港直前にこの問題が一度惹起したことがございます。そのときは、我々もちろん猛反対をいたしまして、極めて根拠の軽薄な内容であったということも含めて総反対をしたわけございまして、運輸省はそれを撤回したわけでございます。その後、運用して現在に至っておりますけれども、国際線がどんどん便数がふえてまいっております。また、一方そのしわ寄せが国

内便に来ておりました、国内便は逆に減便をして伊丹に回さざるを得ないという状況になっておるといふことをごさいます。

その中で、1時間当たり物理的には32回の離発着能力があるわけをごさいますけれども、実態としては管制上安全を考えた場合、26回程度が限界であるというような結果を出されておられます。しかし、我々はそれを簡単に信用するわけにいかないといふことで、極めて専門的な内容でもありますので、関空協といたしまして大阪府に対して専門家の会議の設置をお願いして、そして今回まで審議をいただいておったところをごさいます。その中の中間報告取りまとめが先般あったわけをごさいます、その中で、24時間空港としての時間帯をもっと活用すべきである。それによってかなりの便数が増便可能ではないかという提案が1つなされておられます。それと、幹線航空路として岡山上空、そして串本上空が飽和状態にあるといふことについては、関空だけという問題ではなくて、もっと広い視野、日本全国の航空交通網という中での見直しをする必要があるのではないかといふ見解が示されたわけをごさいます。

それを受けて、この前、6月19日に私ども堺から岬までの関係市町首長に対しまして運輸省から説明があったわけをごさいます、この前は説明を聞いたといふにとどめておられます。今後、具体的に、これもやはり専門的な分野に属しますので、専門家会議なりにその検証、科学的なデータあるいは環境影響も含めて十分に検討をしていただく必要があるといふふうに思っております。その中では、1つの方法として、先ほど惹起されました24時間空港をうまく使うといふことで、例えば深夜便の就航、そして現在空港閉鎖——メンテナンスの関係で5時間の閉鎖をやっておられますけれども、これを最終的には3時間に減らして、その間便数の受け入れをするというようなことも提案がされておられます。

また、夜間便については、現在南に離陸しております航空路については、真っすぐに上がって紀淡海峡に行く分と、重たい飛行機については迂回ルートと言いまして、一たん沖側に若干迂回しながら距離を稼いで高度を上げるという方法がとられておられますが、今回の改善策では、夜間便については全便迂回ルートに近い、真っすぐ上がるのではなくて、陸から離れた方向に一たん迂回しながら上昇すると、こういう方法をとられておられます。(小山広明君「議長、議長、質問にきちっと答えて。説明はいいですから。

説明を聞いとるわけじゃないんだから」と呼ぶ) いずれにいたしましても、今後科学的に十分な検証をして、そして当然議会にも御説明をいただいて、そして住民の理解を得るとというのが前提でございます。

議長(林 治君) 細野市長公室長。

市長公室長(細野圭一君) 行財政改革のうち、組織の活性化についての御提言でございました。

1950年に地方公務員法が制定されてから、社会情勢が大きく変化してきているわけでございます。民間では、日本的雇用形態の特徴である終身雇用制や年功序列賃金制が見直されてきて、年俸制の導入とか、そういうふうな時代に入っていることは認識してございます。そういう中で、制度的にやれるもの、そういうことを待ってるのではなしに、やはり我々今の行財政改革の中でやれるものといたしまして、9年度に実施する分としては、職員研修のあり方についてやるとか、また配置転換、その基準の確立とか、そういうふうな組織の活性化をやる手法を検討していきたいということでございます。

そういう中で、人事交流の御提言でございますけれども、現在そういうふうな人事交流的なものといたしましては、府からの派遣人事、また市からの府への派遣人事、そしてまた広域的な事務組合に対します派遣と、そういうふうな形での人事交流的なことをやっているわけございまして、今後御指摘の民間とのあり方とか、その辺は今後の推移を見守る中で検討していきたいと思っております。

いずれにしましても、今後地方分権が進む中で、やはりそれぞれの自治体での、何というんですか、能力というんですか、その辺はより厳しく問われていく時代に入っていくということは認識しているわけございまして、そういう中で我々管理職が先頭になって、より行財政改革を中心としましていろんな面に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[小山広明君「議長、質問に的確に質問に答えてくださいよ。説明とかそんなんいいですから」と呼ぶ]

議長(林 治君) 中谷事業部長。質問者の質問に的確に答えてください。その点については、市長も質問にないことに答えておりますので、その点は今後注意しなさい。

事業部長（中谷 弘君） それでは、私の方から、林野組合の建設の関係、マスタープランの関係、既存生活基盤の管理の関係、農地を公園機能としての活用、林業の育成策、それとイズミヤの関係について御答弁をさしていただきたいと思います。

〔小山広明君「林野はもうあったからええよ」と呼ぶ〕

事業部長（中谷 弘君） それでは、林野組合の答弁はいいということでございますので、市営住宅の関係について御答弁をさしていただきたいと思っています。

市営住宅の建てかえ計画の問題につきましては、ここ2年間、毎議会で貴重な御意見や御協議を賜っておるところでございます。その間、市といたしましても、過去の経過や議事録等の資料の再調査を行い、さらには公営住宅法の法解釈、通達の骨子等を説明させていただくとともに、それらを総合的に判断して、一定の考え方や方向づけを説明させていただきました。一方、入居者の方々からは、払い下げ要望に関する今日までの経緯など強い御意見、御要望が出されてまいりました。（小山広明君「そんなこと聞いてない」と呼ぶ）しかしながら、いまだ決着を見るには至っておりません。3月議会に市長から答弁いたしましたように、市の建てかえ再生マスタープランは一時保留し、改めて建てかえ計画の入り口論からの市の考え方をお聞き願いたいとの調整を行い、これまでその趣旨のもと2回話し合いを持っております。（小山広明君「そんなこと聞いてないんだから」と呼ぶ）

内容といたしましては、さきの議員の御質問にも御答弁をさしていただきましたように、泉南市を取り巻く住環境の状況、さらに市民の方々のニーズ、建てかえ計画の基本的な考え方を説明させていただきました。（小山広明君「質問権に対する介入やで。そんなこと聞いてないでしょう」と呼ぶ）入居者の方々からは、建てかえについての質問と一定方向の考え方が出されております。市といたしましても、入居者の考え方を整理するとともに、市の考え方も十分御理解いただきますように今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、生活基盤の徹底管理ということでございますけれども、現在本市における市道路線数が321路線、総延長は164キロでございます。そのうち約60%が幅員4メートル未満の道路となっております。また、市

道認定路線以外の従来からの既存の里道等も通勤、通学路として地域住民の日常生活に重要な位置を占めております。本市といたしましては、これらの生活道路の整備方針として、現地調査を踏まえながら公共性、緊急性等を十分勘案の上、整備を進めているのが現状でございます。これとあわせて、日常の道路点検等の業務をさらに充実させて、危険箇所の早期発見、早期改善に努め、安全で快適な市民生活を支える社会資本としての整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、まちづくりのうち農地を公園機能としての活用についてでございますが、近年、農林水産業の生産基盤である農地や森林、海、ため池、河川は、市民にとって貴重な自然資源であるとの認識が高まっております。本市の農業分野においても、農業の生産機能の重視とともに、農業の基盤をなす農地等の自然資源が有する緑機能や環境保全機能といった公益的機能も重視した農業振興の基本方向を打ち出しているところであります。農地がこういった公益的機能を果たすためには、適切な農業生産活動を継続しつつ農地の面的な確保が必要であるため、農業振興地域の指定や市街化区域における生産緑地の指定等、各種施策の展開によりまして優良農地の確保に努めているところであります。

それと、林業の育成でございますけれども、本市の林業につきましては、実質的に業としては行われていないのが現状であり、森林の管理についても十分とは言えない状況となっております。しかしながら、森林等の持つ環境保全機能等公益的機能の認識が高まっている中、本市といたしましては森林を環境資源としてとらえ、森林の有する諸機能や森林に対する社会的ニーズ等に対応して、森林の維持充実を図る必要があると考えております。このため、国定公園の指定、植林、山火事跡地の復旧等の施策を行っているところであり、今後とも森林保全のための各施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

それと、イズミヤ出店の関係でございますけれども、過日の議員の質問にもお答えさしていただいておりますように、イズミヤ出店の関係の経過は過日お答えいたしておりますので省略をさせていただきますけれども、意見といたしましては、平成8年6月の本議会での反対請願の採択、また出店を望む者の署名等を添えた嘆願書や出店反対の請願等、地元の動向や当該開発地付近での日常購買施設の立地が見られない等の状況、また開発

地周辺の状況等を踏まえた上で、当該計画についての総合的判断をして、特定行政庁である大阪府が開催した公聴会で市としての意見を述べたものでございます。

小山議員の質問の中で、公聴会の中で反対、賛成の意見をとったということでございますけれども、公聴会の趣旨は、公開により意見の聴取という場所でございます。ですから、公聴会におきましては、反対意見、賛成意見、中立意見等それぞれの観点より述べられておりまして、公聴会の目的は達成されているものと考えております。事務局であります大阪府より、出席者の賛否は参考のためという発言がありましたけれども、出席者からの意見により賛否は現実としてとっておらないということで御報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（林 治君） 大田総務部長。明快に。

〔小山広明君「市長の政治判断しか聞いてないんだから、何を答えるのか」と呼ぶ〕

総務部長（大田 宏君） まちづくりについての質問の中での建設借金の凍結という御質問がございましたので、御答弁さしていただきたいと思えます。

財政的に余裕の少ない本市にあっては、従来から都市基盤整備を進めるに当たっては、起債で対応してきたのが現状でございます。このような財政状況の中で、今後も市民の皆さんの行政需要にこたえていくためには、一般財源にも限りがありますので、投資効果や緊急性等を検討しながら地方債の活用も必要であると考えております。

したがいまして、現在進めております行財政改革の中で事務事業等の見直しを行うとともに、財政運営計画を策定し、見込める財源の範囲内で起債も活用しながら、市民生活の向上を念頭に事業の優先度をつけ、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、もう1点、市役所等公共施設の周りに高い立ち木の植栽について、これは御意見でございましたが、1点だけ答弁さしていただきたいなと思えます。

本田池のところの駐車場、これにつきまして今質問の中で、議員さんと

か職員がそこから通勤したらいいのではないかという御質問ではございますが、本田池のところに今仮の駐車場がございまして、これは都市計画決定を打っております中央都市公園の予定地でございますので、正式な駐車場としては整備はできませんので、その点よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） やっぱりちゃんと質問を聞いていただきたいと思うんですね。全部、僕は市長が発言しないといけないような内容しか言ってないわけですからね。今の起債事業をやめろということも、そんなん担当者としては答えられないでしょう。起債事業というのは、将来借金ができるわけだから、そして完成すれば維持管理は一般の財源でやらないかんということを指摘して、大きな転換を1つ提起しとるわけやから、市長の政治的な発言をもらいたいというのが僕の趣旨なんでね、そういうことはちゃんと行政の方は把握をして答えてもらいたい。でないと、これからはもう質問通告しないですよ、僕。質問通告しないと、あなた方は質問を受け付けないから書くと、一々聞きに来て、ほとんど僕は答えてないはずなんだけど、それで何か作文をして、僕がそこで発言してないことでも答弁をしておるといふ、そういう状態はやめてください。きちっとそこで私が発言したことについて答弁をしていただきたいと思います。

残り時間もあとわずかなので、壇上できちっと私の言いたいことは言ったんで、まあ少しその辺の誤解もあるかもわかりませんが、きちっと議事録を読み返してもらって、何を言わんとしておるかということをよく把握していただきたいと思いますね。

市長は、空気が吸えなくなるのかと。ああいうとり方されるのかなと思うんですが、おいしい空気があれば、やっぱり空気を吸いに行きたいと。いわゆる自然を楽しみに行きたいということですよ、外から。そういう泉南市をつくったらどうかという提起なんで、正しく受け取っていただきたいと思います。

それから、市長が私に何か質問されたようでありますが、この事件をどう考えるかということですか、贈収賄事件を。もう少し簡単にちょっと言うてください。何を質問されたのか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 小山議員はディベートが好きなようでございますから、私の方から逆に質問をさしていただいたわけなんですけど、今回の事件について、議会の一員としてどのようなお考えを持たれたのかということと、私はこれを契機に政治改革なり、あるいは政治倫理の確立ということについて取り組まれるように望んでおったわけなんですけど、このことについて何か御意見があればお示しをいただきたいと思っております。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 市長の方から質問を受けるという、面食らいましてすぐ言えませんがね。この事件をどう考えるかというのは、議員の可否判断に金銭が動いたというのは、市長と同じで考えられないことですよ。そういうことは徹底的に、なぜそういうことが起こったのか。まず本人が議員として1つの見識を持って議員活動をしておるわけですから、お金を渡して議員の意思を変えようとする行為も許せないし、お金をそのことでもらうというのもね、今の状況、真っ黒の状態でしょう。いわゆる反対決議が3月議会に上がって、6月議会に反対決議を撤回する間にそういう金銭が授受されるということは、内容がどうであれ、それは絶対に疑いを持たれるわけですから、それは絶対やめるべきだし、そのことはシステムとかそういう問題ではなしに、何かそういう空港を推進することが絶対正しいんだということがあれば、その過程はどんなことをやってもいいんだと。与党のある議員がピラでも書いてますけども、堀口議員は、やり方は少々気を使わんと、結果さえよかったらいいんだというタイプの議員だということのように分析をしておられますけども、それは民主主義にとっては全く逆なんですよね。やっぱり手続が大事なんです。結果よりも、手続をどうしていったかということをお大事にするというのが、僕は民主主義社会の基本だと思うんです。

もう1つ私が思うのは、市長、やはりこういう公開の議論であった内容に政策を展開してもらいたいと思うんです。恐らく堀口さんにしても山内さんにしても、余り議会では代表質問なり一般質問をしない方です。だから、私はそういう点では、この本会議で議論があったことだったら、市民は、それはどういう意味があるんだろう、どういう内容かということはおわかりですけども、市長が自分の選挙を応援してくれたからということで、市長室へ行って、市長との話し合いの中でそういう政策が決められて

いくことは絶対あってはならないし、そんなことはしてないと思うんですね。

そうであるならば、重要な議員というのは、この場でちゃんと議論を展開して、賛成、反対は別として、自分はなぜそういう空港推進なのか、なぜ泉南市の山間部から土取りをしようとしておるのかということを十分に展開をして、それこそディベートですよ。我々はそれに対して問題を提起する。そういう議論を通して泉南市が政策を決定していくなら、そういう質問をしない議員もなくなるだろうし、また市長室へ行って、いろいろ市長に政策を人の見ておらないとこで言う人もなくなるだろうと思うんで、市長のきちっとした毅然とした態度が大事だと思うんですよ。

この間議論されたイズミヤの問題でも、ずっとあれまでは絶対反対だという脈絡だったのに、突然下に何か文書がついて、1,000平米もいいというふうになったというのは、僕は全然それはわかりませんよ。そういうようなこともやっぱりちゃんとこういう公開の場で議論していただくということが、こういう事件をなくしていく1つの遠因でもないかなと、私はそのように思っております。

それでいいんかね、市長からの……（巴里英一君「政治改革」と呼ぶ）政治改革ね。私、こういうときに政治改革を出すというのは、ちょっとうがって考えるんですよ。政治改革というのは、当然ずっとやらなあかんし、提起せなあかんけども、山内さんと堀口さんのこういう事件が起きたときに政治改革だと、議員定数削減だということをぶつけてくるのは、何か政治的と言っていいのか、何か裏があるようにしか思えない。これは当然初めからやったらいいだろうし、例えば向こうの与党会派の方が言うように、なぜもっと早くやらないんだという主張があるわけですね。やっても何ができるんだという発言があるんですね。100条を今ごろつくって何ができるんだ、今警察が調べとるやないかと。そして、阻止してきて、今度は逮捕されて、起訴されて、公判でこうなったら、今ごろ何ができるんだ、警察がやるとるやないかと。一貫して100条をつくることにも不熱心であったと僕は思うんですね。

そういう点で、私は今彼らの方から提起されておる政治改革というのは、やはり今のこの事件を徹底的に解明した中でやればいいと思うし、委員会をつくる時も、こういう本会議の場で政治改革の議論をしてもらいたい

と思うんですね。やはり本会議で発言をする方が多くなってもらいたいし、皆さんも政治改革をどう考えておるんかということは、こういう場が、年4回も本会議があるんですから、今回は幸いにして13人も一般質問をする方がふえて、ほんとに僕は市民も喜んでおるだろうと思いますし、新しい方もどんどん質問をされておるんで、これは僕は大変1つの前進じゃないかなと。市民も関心を持ってきたしね。だから、この本会議の場を議論の大きな場にしていくことがいいんじゃないかなと、そのように思っております。

きょうはちょっと私の段取りが狂って、きちっと詰めたかったんですが、しかし壇上で言ったことは、きちっと言っとるんで、そのことはよく踏まえてやっていただきたい、そのように思います。

議長（林 治君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

なお、市長にこの際申し上げます。小山議員の質問中に、議長の問題について言われました。これは小山議員の質問中でありましたから、私はその問題に触れませんでした。私は去る2月25日、事件が発覚以来、3月の10日の第1回定例議会で議長に就任したその際に、議長の就任あいさつとしてこの問題についての明確な態度を示しています。そして、また5月の臨時議会の際にも、この真相究明のための100条調査委員会が可否同数の場合、その立場をこの場でも明らかにし、また市当局が主催された各種の団体のあいさつでもそのことを明快に言ってきました。そのことを申し添えておきます。

3時30分まで休憩いたします。

午後3時 3分 休憩

午後3時31分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 東 重弘君の質問を許可いたします。東君。

7番（東 重弘君） 第2清新会の東でございます。議長に御指名をいただきまして、第2回泉南市定例会において一般質問をさせていただきます。皆さん御承知のように初めての質問でございます。ただ時間の浪費に終わるやもしれませんが、ひとつ御容赦いただきますようお願いを申し上げます。

飛ぶ鳥を落とす勢いであった我が国の経済も、バブル崩壊後、先の見え

ないトンネルに入ったまま、やや明るさの兆しが見えたとはいえ、回復のめどが立たない今日であります。現在もなおその影響で、倒れないと言われた銀行が倒産し、金融不安説が流れ、また多くの企業が不良債権の取り扱いに苦慮している現状であります。

そこで、大綱第1、財政に関する質問に入らさせていただきます。

新聞紙上によりますと、ある大企業の経営者の、我が社の業績の回復はあと10年の辛抱である。団塊の世代が定年退職する10年先には、身軽になって必ず復活する、との談話が記載されておりました。なるほど企業においては労働力としての雇用でありますから、定年退職までのことで万事が事足るのでありましようが、行政にとってこれらの人々が第一線を退かれた後が大きな問題であります。

少子・高齢化が非常なスピードで進む中、厚生省の試算では、厚生年金の現行給付を維持した場合、2025年には給料に対する保険料率は34.3%と現行のほぼ2倍になるとあります。このような高負担では国民の生活が成り立つわけがなく、給付水準の引き下げや支給開始年齢の再引き上げは、今日の我が国の経済状況から見て確実視されております。少子・高齢化の進む我が国において、平成8年の老年化指数は96.6であり、北欧諸国とほぼ同じで、フランスの76.3、アメリカの58.1、中国の25をそれぞれ大きく上回り、超高齢化社会へと進んでおります。

2000年4月1日よりスタートする老人介護保険制度の関連法案が衆議院で可決され、継続審議となりました。この制度においても新たな負担が必要となるでしょう。本市においては、その経常収支比率がやや好転したとはいえ、まだ102と依然厳しい中、新たな負担が押し寄せてくるわけありますから、従来のように税の自然増収、地方交付税に頼り、公債の発行で賄ってきた方法では、今後の超高齢者時代に対応していくのは難しいのではないのでしょうか。今、地方分権が叫ばれ、特色ある地方自治が求められている中、我が泉南市においても、何か効果的な施策を講じるべきではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。まず第1点は、今政府が地方交付税を定率から定額に移すべく検討に入っているとのことですが、今後の市税及び地方交付税の中長期的な見通しをお示し願いたい。

第2点は、高齢化社会が急速に進む中、その財源の逼迫から、近い将来

年金の支給開始年齢の再引き上げが確実視されております。例えば、70歳支給となれば、永年本市のために尽くされた職員の方が10年間も収入がないという大変困った問題に直面されます。このことにどう対処されるのか。現行の60歳定年でいくのか、また条例を改正するのか、もしくは別の方法を何か考えておられるのか、お示しを願いたいと思います。

第3点は、老人介護保険についてであります。新聞報道によりますと、この保険制度は40歳以上が対象で、その受益者負担は経費の1割、残りは保険料と公費が折半、公費のうち25%が市町村の負担とあります。その見通しについて、現在持っておられるものがありましたらお示しを願います。

次に、大綱第2、官有地及び共有地について質問をさせていただきます。

第1点は、当市におきまして数多くの共有林やため池があります。その共有地について、過去にあった財産処分割合やこれからの分配に関する取り決めがありましたら、お示しを願います。

第2点は、関係住民より出された平成5年2月8日、泉南監第21号として受理された監査請求について、その後の進捗状況をお示し願います。

第3点は、新家地区で営業しているゴルフ場に関してお尋ねをいたします。このゴルフ場は、開業から間もなく40年が経過いたしますが、この敷地内にある里道、水路について、公用廃止等適法に処理されているか、お答えを願います。

以上で壇上での一般質問は終わらせていただきますが、御回答をいただいた後、自席より再質問をさせていただきます。

議長（林 治君） ただいまの東議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 御質問いただきました中の市税、交付税全般につきまして私の方から答弁をいたします。

本市の財政状況は、財政の弾力性を示す経常収支比率がここ数年100%を超えるという非常に厳しい状況でございます。このような財政危機から脱却するためには、早期に財政の建て直しを図ることが緊急の課題であると考えております。そのためには、財源の確保が何よりもまず必要となっておりまして、歳入のうち自主財源として大きなウエートを占めます市税につきましては、税源の的確な捕捉、滞納整理などによる増収を図

っていかなければならないと考えております。

一方、依存財源として一般財源に充てることができる財源として国から交付されます地方交付税がございますが、この地方交付税につきましては、関西国際空港の開港までは歳入全体に占める割合も比較的大きなものでございましたが、空港の開港により税収が大幅に伸びた反面、一方では税の増収に伴い普通交付税が減少してきたのが現状でございます。今後、自主財源の確保につきましては、御指摘いただきましたように、あらゆる角度から考えていく必要があるというふうに考えております。

なお、普通交付税等の推移あるいはこれからの見通しにつきましては、担当部局より御答弁を申し上げます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から、財政についての質問の中の交付税の中長期的な見通しについて御答弁申し上げます。

本市におきましては、関西国際空港の開港により税収が大幅に伸びましたが、一方では税増収に伴い地方交付税が減少してきたのが現状でございます。平成8年度におきましては、普通交付税で7億4,632万5,000円となっており、ここ当分の間は大幅な税収が見込めないため、8億円程度で推移するのではないかと予想しております。しかし、長期的にりんくうタウンの分譲が進めば市税の増収につながるため、その分交付税が減少してくるものと思われれます。

続きまして、官有地、共有地、ため池等の財産処分の割合について御答弁申し上げます。

まず、共有林でございますが、林野組合が70%、市が30%ということでございます。次に、ため池でございますが、水利権のあるため池につきましては、財産区が45%、市が45%、水利が10%という割合でございます。その他の共有地及び水利権のないため池につきましては、財産区が50%、市が50%となっておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、東議員の2点目の質問でございますが、監査請求についての進捗状況、それとゴルフ場敷地内の利水の公用廃

止が適法に処理されているかという部分について御答弁をさしていただきたいと思ひます。

東議員御指摘のように、平成4年10月24日に地方自治法242条に基づく住民監査請求というものが出されております。その中では、ゴルフ場の敷地内にある利水の問題、それと高野から別所へ抜ける道路ののり面の問題、中のため池の問題等が入っておるわけでございます。監査委員の方でいろいろと本件についての聞き取り等を市の職員の中でやっておるわけでございますが、最終的に監査の結果といたしましては、里道につきましては——里道、水路を含めてでございますが、国有地であり、市の財産でないということで請求が却下されております。市道ののり面につきましては、フェンスの設置の経緯は不明であるが、これが市有地の不法占有状態となった原因と思われる。よって市有財産の管理上、占有解消の措置を講ずる必要がある、と結んでおります。そして、平成5年4月5日付で、適正な措置を講ぜられ解決するよふにということで、監査委員の方から市長あてに文書も出されております。そして今日に至っている状況であります。

我々としても、以前、昭和53年から57年ごろにかけまして、ゴルフ場がフェンスを設置する段階で、当時の担当者がゴルフ場の工事関係者との話し合いをいたしておるわけでございますけれども、当時も境界が確定していなかったということで、そのままになってきておるのが実情でございます。

当然、この監査の中で、監査委員の方から泉南ゴルフ場についても聞き取り調査を行っております。その中では、ゴルフ場からも明示手続については協力する旨の回答を監査委員あてに出されているところでございます。我々としてもこういう経過を踏まえた中で、今後ゴルフ場と積極的に話し合いを行った中で明示手続等の結了をしたいというふうを考えております。そして、明示が結了いたしますと、そののり面が正式にどちらになるかということが判明いたしますので、まず明示手続を行う必要があるというふうを考えておりますので、その辺について積極的にこれからも取り組みたいというふうを考えております。

それと、里道につきましては、監査結果から国有財産ということになっておりますので、我々としては、当然大阪府に対してもその処理について要請をする必要があるのではないかというふうを考えておりますので、こ

れにつきましても大阪府の岸和田土木事務所管財係の方へも申し入れはしたい。監査の聞き取りの中でも、大阪府が財産管理をしているという回答も得ているというふうに記録として残っておりますので、大阪府も認識をしているのではないかというふうに思いますので、そういう形で今後取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、ゴルフ場の敷地内の利水の公用廃止でございますけれども、詳しく調べたわけではございませんが、現段階では言われている箇所についてはやられていないのではないかと考えておりますが、この公用廃止の許認可につきましても、大阪府の所管に係るものということで御理解を賜りたいと思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 東議員御質問の財政についての高齢者の介護保険制度について御答弁申し上げます。

高齢者の介護問題につきましては、高齢化の進展に伴いまして寝たきりや痴呆の高齢者が急速にふえる中、家族による介護では十分な対応が困難であり、高齢者やその家族の最大の不安要因であります。こうした不安や問題の解消を図り、急速に増加することが見込まれる介護費用を将来にわたって社会全体で公平に賄っていこうというのが公的介護保険制度でありまして、平成12年度からの施行に向けてさきの国会において上程され、そして継続審議となりました。この制度は、議員御承知のとおり40歳以上の方を対象に保険料を徴収し、その保険料を主な財源として被保険者に介護サービスを提供する制度であります。

御指摘のこの制度が導入された場合の本市財政への影響でございますが、現在のところ試算は行っておりません。この法案が成立後、国よりガイドラインが示されると聞いております。そのガイドラインに基づきまして、できるだけ早い機会に算出してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 年金制度の見直しが論議されて支給開始年齢の再引き上げが必要という中で、対応策はあるのかということでございますが、この件につきましては、高齢化、少子化の中で高齢者の有効活用とい

うことも一方であるわけでありまして、今までの数十年にわたります経験を生かすという点では、その対応策の1つとしましては定年制の延長、またもう1つとしては再雇用制度ということも考えられると思います。そういう中で、私どもといたしましては、当面行財政改革の検討課題の1つにもなっておりますが、再雇用制度のあり方について検討を進めてまいりたいと思っておる次第でございます。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） それでは、私の方から市税についての中長期的見通しということで御答弁させていただきます。

租税収入は、民間需要、企業設備投資、生産、物価等経済成長に影響される面が大きくあると思うわけでございます。本市におきましては、平成6年の関西国際空港の開港により、関連税収が平成8年度で33億円と市税に大きなウェートを占めるに至っているところでございます。しかしながら、バブルの景気の崩壊後、長らく続く景気の低迷によりまして、平成8年度の徴収率は86.25%となっており、対前年比1.27%の減収となっているところでございます。

今後は、景気が緩やかな回復基調にあることから、法人市民税についてはやや増加するものと思われそうですが、個人市民税に関しましては、繊維工業を初めとする地場産業の衰退により横ばいから減少になると考えています。固定資産税につきましては、土地は横ばいからやや増加、家屋については建てかえによる増加が経年変化分、いわゆる減価償却分でございますが、経年変化分を上回って若干の増加が見込まれますが、償却資産分については、関西国際空港関連での減価償却があるため減額が見込まれております。

したがって、市税についての中長期的見通しについては、横ばいからやや増加する程度であると予測いたしておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） ただいま答弁いただきました。再質問をさせていただきます。壇上での質問の順番でやらしていただきたいと思っております。

市税について、私がお聞きしたいと思ったパーセンテージは、既におっしゃっていただきました。86.25と非常に徴収率が悪い。この徴収率1

%につき約1億円だと把握をしておるんでございますが、最近市民の方から、この徴収率が悪いということを受けまして、税に対する不公平感がよく出ております。欧米の国では税金は納めるものだという認識があるのに反して、我が国では税金は取られると。こういうふうな風潮の中で、この徴収率の悪さというのは、改善されなければまたもう一段と下がる。税の不公平感から納めなくても済むのなら納めないというふうな風潮が起こった場合、大変困った問題になります。早急に徴収率を上げる必要があるのではないのでしょうか。この徴収率の低さはどこに問題があるかととらえられておるか、お伺いをしたい。それと、税金が1億円という、去年の延滞は約13億円、先ほども申しましたが、それでは最近5年間の不納欠損の額はどのくらいか。そして、今徴収に対していろいろ御苦勞をされていると聞きますが、その成果について。

以上3点、お答え願いたいと思います。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

まず、1点目の徴収率が低い問題点はどの辺にあるかという御質問かと思われまので、お答えいたします。

税法で定められている賦課徴収に努力しているところでありますが、納税は憲法で国民の義務と定められております。しかし、納税者にとって景気の低迷による可処分所得の伸びが低く、重税感が大きく感じられておることも事実であります。しかし、市の自主財源の根幹をなす税は、納税者意欲の啓発はもとより、税の認識と関心を高めていただくため、臨戸徴収の強化がより必要と考えておるわけでございますので、よろしく願います。

また、2点目の市税の滞納額を示せという御質問がございましたので、お答えいたします。

御質問のありました5年間の滞納累計額であります。平成8年度末の収入状況に基づきましてお答えいたします。平成9年5月末で滞納繰越額は11億5,300万円でございます。また、時効処分といたしましては、平成4年度から平成8年度についての5カ年で1億9,200万でございます。

そういったことで、3点目のそういう不公平感をなくすための法的措置

ということで御質問があったと思いますので、お答えいたします。

平成7年11月に市税収納推進検討委員会が設置されまして、当検討委員会で設置目的であります納税の公平さを確保するため、滞納者に対する督促、臨戸徴収等の際に特に誠意を示されない場合は、滞納処分を講じて適切な対応をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） もう1点、滞納者に対して徴収のために努力されているという話を聞いたんですが、この分についてはまだお答えいただけないんですが。どういう成果か、その成果の内容。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 失礼しました。答弁漏れがございまして、申しわけございません。いわゆる滞納に対する徴収の成果ということでお答え申し上げます。

臨戸徴収の成果でございますが、平成7年12月より平成8年の12月までの間、計5回にわたりまして夜間等の臨戸徴収を行った結果、収入見込み額も含めまして4億5,000万円の成果を得たところでございます。また、本年既に2回の臨戸徴収を実施したところでございまして、これについての成果というのは現在集計中でございますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） いろいろ努力されているということも十分認識をしておりますが、先ほども申しましたように、こういう努力をされて、逆に滞納しておれば、来たら払ったらいいんだと、来るまでは払わんでもいいというふうな考えもまた成り立つわけで、やはり重税感があり、税金が高いと。よくわかるんですが、その年の給料や土地にかかってくるんじゃないかと、もう既に土地なら所有している、給料なら既に所得があったという分にかかってくるのでありますから、やはり行政としても法的な措置、これもあわせて考えたらどうかというふうなことも提案したいと思うんですが、その辺についてお答えください。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

滞納の処分ということでございますが、先ほどもお答え申し上げたと思うんですが、法的措置の考え方ということでございまして、これにつきましては、滞納者に対する督促、また催告とか事前通知、そういったものをあわせて、臨戸徴収時にそういう事前通告もいたしまして、滞納者に対しまして、担税能力のある納税者に対しましては、今後行政的な処置を行ってまいりたいと、かように考えているところですので、よろしく願います。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） 何回も申すようですが、一生懸命頑張っていたいただいても、逆心するということが十分考えられますので、硬軟両用で対応していただいたらいかかと思えます。それでは、この項はこれで終わらしていただきます。

それから、今公室長から御答弁いただきましたが、本市は定年の延長よりも再雇用という線を考えておると、そういう御答弁だったと思うんですが、再雇用といえますと、やはりその受け皿が必要で、その受け皿をどこに求めるか。当然、現在734名という市の職員の方がおられる中で、アルバイト的におられますと、これはまた大変な数になってくるわけで、庁舎以外何かの施設で、もしくは市内の地場産業等々で雇用の受け皿というものが、これはもう各自治体ともそういうことだと思えます。

先ほど税金の伸びをお聞きしましたが、大幅な自然増収が見込めないと。旧来のような行政は最大のサービス業であるというふうなやり方では、これからの社会の対応というのが非常に難しくなる。

1つ、私の案でございますが、行政が主体となって民間にインパクトを与えるような事業、例えば阪神高速湾岸線、阪和道、この絶好のアクセスに恵まれたりんくうの前島に、産業用地も確保されていると聞いております。ここに例えばちぬの海、樽井、岡田両漁港の魚とか泉州特産の水ナス、南部の梅林が範とした金熊寺の梅、泉南にはこのような名産品、特産品がございます。そういうふうな販売所等をつくる考えなどないでしょうか。最近では三セク事業が各地で挫折をしておりますから、大変な勇気が要ると思うんですが、こういうふうなことを考えると、地場産業の振興とか、定年を迎えられた方の受け皿とか、このことでまた新たな特産品や地場産業が発展する。そのような現象が起これば、この泉南にも人が集まり、生き

生きとした、また民間もその産振土地、人が集まるところに進出をしてくる。このような考え方は受け入れられないでしょうか。

兵庫県には神戸市という大都市ですから御存じだと思いますが、この神戸市は別名株式会社神戸市と呼ばれる。六甲山牧場を初め、大変な商売上手であります。ここまでまねをしろというようなことは申しませんが、泉南市も、従来の行政が最大のサービスであるというようなところから脱皮をして、そういうことをされるようなおつもりはございませんでしょうか。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 再雇用制度のあり方につきましては、いろんな角度から雇用形態ですね、どういうふうな形態が本市におきまして考えられるのかということで、今後検討してまいりたいと思っているところでございます。

それと、りんくうタウンの活性化についての御提言だと思うんですけども、ちょっと直接は関係ないんですけども、これはりんくうタウンの置かれている交通の至便ですね。それと、そういうふうな活性化のために今のある、何というんですか、メリット、りんくうタウンの置かれているそういうふうな有利な面を活用する方策ですね。それを地場産業と結びつけた形でのあり方、それは市全体としての課題として検討をしていく必要があるんじゃないかと思っている次第でございます。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） 順番からいきますと老人介護保険でございますが、時間の都合で、この制度もまだ先の見えない制度でありますから、もう少し具体的になってから、また機会がありましたら討論をさせていただきます。

続きまして、共有地の分配でございますが、共有地については、明治政府が近代国家に生まれ変わらすために憲法を初めその法律を制定するとき、欧米の法律を取り入れ骨子とした関係上、共有や総有という概念のない国民の法律を取り入れ、それにて骨子ができたゆえに、民法において共有と、大変あいまいに表現をされている。それがもとで日本国じゅうでいろんな争議が起こっておるのが実情であります。

共有地はまた別のときに議論をさせていただくとして、今回は水利権の問題についてお尋ねをいたします。

先ほどお示しいただいた割合は、本田池のことであろうかと承知してお

りますが、以前私の承知している範囲では、現在の俵池グラウンド、砂川高校、信達中学校も池であったと承知しております。このときはどういうふうな処理をされたか、少しさかのぼってお答えを願いたい。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） お答えいたします。

今申し上げました本田池につきましては、先ほど御答弁さしていただきましたとおり水利が10%ということでございます。水利の方の10%というのは今回本田池が初めてということで、御質問にありました俵池公園のこの池とか、信達中学校のこの池の関係につきましては、そういう例がなかったということで、50、50ということであったと考えております。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） 今の御答弁、水利権というのは突然発生するものではなくて、池があり田んぼがあるところには昔からあったわけでございますから、その50、50という、いわゆる水利権がないと。池を埋めるということについては、必要であるものなら埋めない、必要でないんだから埋めてもいいということになるんでしょうが、埋められる側にすれば、あればなおいいというふうな見解で臨んでいるんだと思うんですが、その中でこの権利がないとおっしゃるについては、いわゆる水利権の団体、水利組合というものをどういう位置づけで本田池以前までは見てこられたのか。

時間がないですから、私も原課で以前に討議したことがあるんですが、どうも水利組合は国に総括されているんだというふうな趣旨のニュアンスで対応されたと思うんですが、その辺は間違いないでしょうか。いわゆる水利権というのはないことはないんであって、それが国に包括されているんだというふうな討議をしたことがあるんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林 郁夫君） 本田池の処分の以前の問題ということで、特に私もちょっと関連の部署におりましたので、私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

今一例として俵池、今は砂川高校が建っているんですけども、そして信達中学校の分も池でした。そのときの配分率は、当然50、50でございます。

ます。しかし、当然俵池を処分したようなやり方の水利補償金というふうなお金で水利補償をしたというようなやり方じゃなくて、一定水利権も認めたとということで、一応池を埋め立てるということは、主に農業者の立場のことを考えて農業施設、具体的には農業用水路、そして農道の整備へ、要するに50、50の中から地元と十分協議の上、財産区会計からこっだけの事業費を出しましょうと。そして、当然一般会計の方にも50%入っておりますので、一般会計の方にもこの事業費を出そうという、そういう地元との、特に水利組合、そして質問者おっしゃるように、当然その関係区長との協議の上でその事業をやったということで、主にわかりやすくいえば、お金で解決するんじゃないしに、物でその権利を抹消したというんですか、そういうやり方を本田池以前はとってまいりました。

以上でございます。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） いろいろよくわかりました。それでは、私の方からこの件について問題提起をさせていただきたい。

私の調査で、阪南市、それから田尻町、これは水利組合は50%をとっております。熊取は45%、少ない泉佐野市でも30%。それでは、問題提起をさせていただきます。

和歌山県の岩出町に大字押川字川口という場所がある。場所を言うと、泉佐野岩出線を進んで国界橋を渡ったところ、この和歌山県の土地の耕作者はすべて信達童子畑の方です。ということは、田んぼの所有者は泉南市の住民、区は和歌山県。今、助役が答弁されたような物の考え方をすると、これは逆に泉南市の池ですべてが市外の人、そういう形態も今現に和歌山県との県界にあるんですから、そういうふうなことも起こり得るということを申し上げて、ちょっと本格的な討論は次の問題にしたいので、これだけ申し上げて、以後また御検討願いたい。問題の指摘はおわかりですね。泉南市の池で、水利権者、その方が泉南市の住民でない。これは必ず起こり得る状況ですから、それが農業施設であったり——それはやはり私は泉南市の住民でないという論理も成り立つわけですから、少し考え方に問題があるんじゃないかと、そういうことを申し上げて、次に進みます。

次は、いわゆる監査請求のことではありますが、この件に入る前に、まず平成9年の4月下旬に48時間、別所地域が断水をしております。この事

実と、その原因及び正確な場所をお教え願いたい。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 御質問の断水の件につきまして、内容を申し上げます。

去る4月21日午前9時30分ごろだったと思いますが、別所地区の住民さんより断水しているという通報が入りました。すぐに職員が現場の方に入りまして漏水調査を実施したわけですが、残念ながら原因が判明しなかった。次の日の夕方になって、やっと漏水現場が発見されたという内容でございます。

その現場につきましては、紀泉病院より別所集落側の方へ約340メートルの道路肩といえましょうか、泉南カンツリー側が築造したフェンスの下に入っている本管であります。その本管の継ぎ手から漏水があったということが原因でありました。すぐに修理作業を開始し、洗管作業をした後に復旧したということで、そういうような箇所で漏水があったということで大変時間を費やしたという内容でありました。

以上でございます。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） それでは、今のフェンスの向こう側ということは、このゴルフ場が占有している地域の中に水道本管があるということですね。それで間違いはないですね。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 水道本管が入っていた場所というのは、そのフェンスの真下ぐらいの状況でありますので、私どもとしましたら、現場の確認をした時点では道路肩ということで、明示をしなければ所有者がどちらかというのは判明しないであろうというような現場でありました。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） それでは、具体的な質問に入らしていただくんですが、ただいま中谷部長からの答弁、私は起承転結という順番で聞こうと思って現在までの進捗をと申し上げたんですが、結びを先に言っていただいて、非常に聞いたものと答弁とが一致しないと、そういうことであって、その答弁の中で1つ問題を指摘さしていただきたい。

これは、中谷部長がおっしゃったように平成の4年ですか——から5年

にかけての監査で説明があったということで、それには間違いはないんですが、その中で53年から57年にフェンスを張られたと。そして問題が起きたと。これはね、少し違うんですね。

二十数年前の私のメモによりますと、このゴルフ場がパブリックコースを併設するときに、その工作重機で里道といいたまわろうか、旧村道といいたまわろうか、それを削って、このときも水道管を引き抜かれてるんですよ。このときに、そのメモによりますと、泉南市からお2人、あえて名前は差し控えますが、地元区長ほか3名、クラブハウスにて抗議と、こういうふうにあるんですね。そうすれば、もう二十数年前、住民が問題提起をしているわけです。しかも、水道管をやられている。およそ水道管なんて民地に入れるものじゃないし、それなりの対応を、いまだかつて進捗状態を聞いても答えられない。これは、私は行政の怠慢以外何でもない、このように思いますね。与党ですからこれ以上の追及はしませんが、二度とこういうことを繰り返さないように、肝に銘じて覚えていただきたい。

それと、この問題をどう解決するのか。いわゆる上水という安全性も含めて、また水道管の移動等、お答え願いたいと思います。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 水道部としましては、先ほど事業部長の答弁で道路の明示を積極的にしていくということを聞いておりますので、今後とも事業部の担当、道路課の方とは密接に連絡、協議をして、これに対応したいと考えております。

その内容が非常に長引くようなことが考えられる場合は、水道としては水道水の配水ということを考えまして、現状フェンスの下に入っているような管につきましては、緊急的に道路内の方に仮設のような形でも変更したいと、こういうことも考えております。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 長年かかっておる問題で大変申しわけなく思っておりますけれども、以前泉南カンツリーに市道を取り込まれたときについては、これは別所から兎田に抜ける道でございましたけれども、これも里道を市道認定しているところということでございましたけど、これについては対抗する証拠がはっきりとあったわけですね。というのは、当時土地の売買の前に行う明示というのが結了していたということで、強権発動ま

でいけたという経緯がございます。

ただ、今回の道路につきましては、はっきり言いまして分筆図もない、明示指令図もないということで、かなり時間がかかっているのが事実でございます。ただし、我々としては、これは道路管理上放置できない問題というふうに認識をいたしておりますので、我々としてもこの監査委員からの市長あての要望書の後も現地調査等は行っておるわけでございますけれども、現実にはまだ土地の所有者とは話し合いはしていないという状況でございます。我々としても、心を新たにして現在の代表者——前の代表者とかわっておりますけれども、その人と積極的に話し合いをして、この問題解決に努力していきたいというふうに思いますので、御理解賜りたいと思います。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） 少し申し忘れたことがありますので、1つつけ加えさせていただきます。

この5年の監査請求の折に申し上げたんですが、あのときには、長らく官有地には時効が成立しないと言われてきたけれども、先年、最高裁の判例で官有地にも時効が成立するんだと、そういう判例が出た。まさに今悪意でも20年と言われる時効が二十数年たっております。そして、今農林省が計画している広域農道、ルートによればこれもこの地域に関係する可能性がある。ゴルフ場に水道管が入っているような場所を時効取得されて、またそれを買い戻すというような愚は起こさないように、ひとつ重ねてここでお願いをしておきます。

それから、今度は公用廃止——議長、あと何分ですか。

議長（林 治君） あと3分ほどです。

7番（東 重弘君） 大規模な造成ですから、我が国土の狭い日本であれば、当然里道、水路をとってるはずですよ。今までいろんな問題も実際起こったことは事実でございます。また、その原因というのは、それはもう造成した側にあることは事実でありますし、なかなかこういう大きなといいますか、営利を目的にしている会社に地元のボランティアといいますか、水利組合、区が立ち向かうというようなことは、労力でも金銭面でも大変つらうございます。今、中谷部長が答弁されましたように、岸和田土木、泉南市、地元区、関連水利組合、このみんなが力を合わせて、ぜひこの困って

いる問題をやっぱり解決したいと、こういうふうと思うんですが、この件についてはどうでしょうか。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 里道、水路の関係でございますけれども、里道、水路につきましては、道路法や河川法の特別法が適用されない法定外公共物ということで、国有財産としての適用を受けるわけでございます。その主な利用者というのは、当然地元の住民が田んぼへ水を入れに行ったりということで利用されておるわけでございます。それが占用されているということでございますから、当然第一義的には大阪府が国有財産の管理をいたしておりますから、大阪府がどういう処理をするかという方針を出すのが必要だと思いますけれども、その中において、当然大阪府においてもそれを出す前には境界の確定等をする必要があるということで、地元の御意見なり考え方、今まで使っていた状況とか、地元の力をかりなければ対応できないのではないかというふうに我々考えておりますので、そういうことも踏まえた中で大阪府の岸和田土木とこれから話し合いをしてまいりたいというように考えております。

議長（林 治君） 東君。

7番（東 重弘君） これにて私は質問を終わりたいと思います。お疲れのところ、長らくおつき合いいただきましてありがとうございます。

議長（林 治君） 以上で東議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時31分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 林 治

大阪府泉南市議会議員 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓